
 翻 訳

 ポルタリス 『アントワーヌ＝ルイ・セギエ頌』
 (1806 年)

石 井 三 記 (訳)

凡 例

- (1) 本翻訳の底本はフランス国立図書館所蔵の *Éloge d'Antoine-Louis Séguier, Avocat général au Parlement de Paris; L'un des quarante de la ci-devant Académie Française, Prononcé à une Séance publique de la 2^e classe de l'Institut, le 2 janvier 1806. Par Jean-Etienne-Marie Portalis, Ministre des Cultes, Grand officier décoré du grand cordon de la Légion d'honneur. Membre de la classe de la Langue et de la Littérature française de l'Institut Impérial, Paris, 1806* で、現在、Gallica での閲覧入手も可能である。仏文タイトルにあるアカデミー・フランセーズは革命期の 1793 年にいったん廃止され、1806 年時点では帝国学士院の名称になって、復古王政期に名前も復活する。アカデミーに入会を認められた会員は亡くなった前任者をたたえる演説をすることが慣例となっている。
- (2) 文中 () の生没年、[] の説明、【 】 の見出しはすべて訳者によるものである。
- (3) 脚注は「原注」と明記したもの以外はすべて訳注である。ただ訳出に際して、煩雑さを避け訳文の流れを重視するため [] や脚注を付さずに処理した箇所もある。
- (4) ポルタリス (1746-1807) については、本誌『法政論集』301 号 2024 年に掲載された資料紹介の拙稿 39 頁を、またこの演説がポルタリスさいごのものであること (ただし本人は失明状態に近く代読) については M.Long et J.-C. Monier, *Portalis L'esprit de justice*, Paris 1997, p.26 を参照されたい。
- (5) わが国においてセギエ (1726-1792) その人について言及したものと

して、二宮宏之「フランス絶対王政の統治構造」(同『全体を見る目と歴史家たち』平凡社、1995年所収)のなかで核心部をなす「アンシャン・レジーム＝社団国家」を描き出した守旧的な理論家として紹介されている。ただ同書193頁以下に訳出されている「…王国のあらゆる分野で構成されている社団 corps が長い鎖となり、第一の輪が国王の掌中にある…」という意味の有名なフレーズにポルタリスは直接言及はしていないが、本翻訳では各論的な同業組合廃止のテュルゴの改革への反論がやや詳細に展開されている。本文中にも論じられているセギエの著作権の擁護については、宮澤溥明『著作権の誕生 フランス著作権史』太田出版、1998年、55頁63頁以下で取り上げられていて貴重である。本文末尾に登場する三人の車刑囚の事件など冤罪事件のときのセギエについては、拙著『18世紀フランスの法と正義』名古屋大学出版会、1999年、185-186、215、221頁で論じた。

ポルタリス『アントワーヌ＝ルイ・セギエ頌』（1806年）

【はじめに】著名な司法官セギエ氏を追悼する演説は、法制 *législation* の歴史そのものに属することになります。その司法官の行動、弁論、著作が政治的大事件に結びつくのであれば、主題のもたらす関心も、その事件の重要度に応じて増すことになりましょう。ここに皆さんの注意を向けていただきたい人物は、かつてフランス第一の最高法院においてもっとも高い地位のひとつにありました。先の君主制のさいごの時期に、その崩壊を早めた嵐のただ中を生きた人です。この法院に受け入れられる名誉を得ることができました肩書に想いを馳せていただきながらも、この人が身を捧げた骨の折れる、しかし栄えある職務において際立っていたことを黙しているわけにはまいりません。彼のなかで司法官の仕事が雄弁の才を花開かせ、また逆に雄弁の才能が司法官の仕事に信用をあたえもしたのです。

【セギエ氏の伝記】アントワーヌ＝ルイ・セギエ氏は1726年12月1日パリに生まれました。彼は古くからの法服貴族の出でして、この父祖からの学識と徳という豊かな遺産を受け継いだのです。今日の主義信条として、

虚栄はすべて退け、功績を促す時代ではありますが、そこでもまだ生まれについて実際の利点が語られもするわけでして、昔のことですからなおさら生まれを鼻にかけることができる人に有利になるのが当たり前でした。生まれが名誉ある思い出を永遠のものにし、その思い出が魂を育み、大仕事に向かう心構えをさせるのです。

若きセギエ氏の教育はイエズス会士によっておこなわれました。彼には並外れた記憶力が備わっていきまして、雄弁術への非常に恵まれた素質を示していました。

コレッジを終えると、法律学に進みました。まもなくして彼の父祖たちが歩んできた高位のキャリアが目の前に開かれることとなります。そして1748年、22歳にしかなっていないとき、彼はパリ・シャトレ裁判所¹⁾の国王検事職につきます。周知のように、この重要な位置を占める裁判所の検事局は高位司法官を育成する神学校とでもいうべきところでした。

セギエ氏の仕事ぶりは見事で昇進も早まります。1751年にはすでに大評定院 Grand Conseil 次長検事職を得ます。ただ彼が占めるべき真の地位はパルルマン法院〔高等法院〕の次長検事職しかないものでありまして、君主の賢明なる選任によりセギエ氏はこの職に指名されたのでした。このフランス第一の司法法院はその裁判管轄がすべてに広がり、国家の伝統全体の保管所ではありますが、彼はその新たな高位官職によって極めつけの法律家にして祖国の弁論家になったのです。

【検察制度小史】この公的当事者 *partie publique*〔検察〕という、良き準則を保持することを任務とし、そして一般の秩序を維持することを任務として各裁判所に設けられた制度はなんとすばらしいものでありましようか。この機関は古くから知られていたもの、というわけではありません。古代ローマ人のもとでは民衆裁判の形式がありましたから、そのような検察制度の考えは出てきませんでした。つまり公的な権利がローマ市民ならだれでも区別なく行使できましたので、そのための司法官をわざわざ設ける必要は感じられなかったのです。かつてのフランスでは、野蠻と無知が支配的であったため、わたしたちの祖先は決闘裁判という馬鹿げた慣行をやめ

1) 制度上はパリのプレヴェン裁判所（始審裁判所）にあたるが、バイイ裁判所（地方裁判所）より格上の上座裁判所である。地理的にイル＝ド＝フランス全体の上訴も扱い、裁判管轄も首都の秩序維持、市場の警察、重罪裁判を扱う。

ることができませんでしたから、いったいだれが検察という「万人対万人の擁護者」となる危険の多い使命を果たすことを引き受けますでしょうか。ではどこから公的当事者の制度ははじまったのか、ご存知だったでしょうか。その発端は税制の原理原則にあったのです。わたしたちの昔の君主たちは彼らの領地で暮らしておりました。無政府状態の封建時代に国庫への侵略侵害は日常茶飯事でしたから、君主たちは国庫への弁護人をつける必要を感じました。文明が進むにつれて裁判形式も改良されました。すこしずつ時代はより自由でより寛大な考えを起こすようになりました。国庫弁護人に続いて、教会弁護、未成年者弁護の吏員が、そして無辜の人を保護し、犯罪を捜査して訴追する役職が作られたのです。こうして検察 *ministère public* という職名で知られる偉大でうるわしい制度が誕生したのです。それは、古代ローマの帝政下であれば家や国の厄介者となった大勢の密告者たちにたよらずに今日の近代的政府を守ってくれたのです。この機関は、広大な国のあらゆる多様な点において、法律の声となり、判例の調整器となり、抑圧された弱者を慰める支えとなり、悪人には恐るべき訴追者となり、日々生じる個別利益の要求にたいして一般利益の保護者となり、さいごに社会総体のある種の代理人ともなるのです。

行動でも弁論でも強力な人物が求められるこの気高き検事職に呼ばれ、セギエ氏は彼に委ねられた職務の高みにのぼったのです。彼の登場はめざましいものでした。初期の歩みはお手本に導かれ、そしてその頃に亡くなったばかりの大法官ダゲッソー（1668-1751）の再来であるとの評に励まされたのでした。彼は法制上、弁護士会の監督官となりましたから、卓越した雄弁な弁護士たちや洞察力の深い法律家たちと出会いました。そのひとりがジェルビエ弁護士（1725-1788）です。両者ともその才能を発揮して雄弁な法廷弁論のもっとも輝かしい時代をしるしたのでした。

【弁論の雄弁術の推移】 ルイ 14 世の世紀は、美術の領域では秀でた天才が輩出した時代でしたが、法廷でなされる弁論演説への影響に目立ったものはまったく見られません。逆にそのこっけいさが今日では最良の悲劇詩作家のひとりによって、風刺をきかせ面白おかしく舞台にのせられもしました。17 世紀は宗教的な時代でしたので、長らく洗練されないままの法廷弁論よりも、説教壇からの雄弁が王倒しておりました。たとえばボシュ

エ（1627-1704）は壮麗にして華麗かつ豪華な雄弁術を全面的に誇示しましたが、彼の傑作を前にしますとルメートル（1608-1658）の法廷弁論は整っていない言い回しがたくさんあり、古い、ないしは正確さを欠く表現も多く、また主題と離れた引用に満ちていました。パトリユ（1604-1681）の弁論は、ルメートルよりは正しい話し方になっており、論理だった討論は一貫していて評価できますが、施療院の修道女たち、あるいは教区の財産管理人についての弁論にカルタゴやローマの話割り込ませるのは、しばしば言われているように、批判にあたりますでしょう。

ただいくつかの原因が有益な展開を妨げていました。

【当時の法律学の問題点】まず当時、法律学を学ぶのに当てられた基本書はラテン語という死語で書かれていたことです。それは読み手に、砂をかむような学校の無味乾燥さしかもたらしませんでした。それは法律学にとって、わたしたちの国語が日々進展していることを余計なこととしてきたのです。

他方、法制立法も全体としてのまとまりがありませんでした。それは一貫していない条文の不完全な集まりでしかなく、選び抜くようなこともなければ順序だてることもなく集めては配置しているにすぎないものだったのです。つまり多くのさまざまな慣習法、矛盾している決定からなっていて、民衆のない古風なお国ことばで起草されていたのです。この込み入った混沌とした世界に入っていくにはただ大勢の注釈者たちの手助けが必要ではありませんが、彼らの終わることのない議論やわかりにくい定義などは焦点も定まらずに人を疲労困憊させ、混乱させるだけのようでした。

文芸文学は、当然のことながら、この手の研究教育〔法律学〕に身を捧げることもいとわぬ者にはほとんど縁のない分野でしたが、しかし毎日毎日のこの手の教育研究によって気力をそがれる人びとは弁護士業を見捨てて文芸文学に向かったのです。

法律職についてしまうと、人は有用な変化の考えに飛びつくことはしません。たとえ必要と感ずることはあったにしても、です。人はお手本とすべき師を目の前にしていますから、彼らの身分に結びつく敬意や信頼を師が得ているのを見て、自分も成功したければ、師のあとを歩まねばならなかったのです。さらに弁論で話しかける相手は司法官たちで、彼らはその職を遂行するなかで年を経てきたのですから、なんの危険もなしにその考

えを揺さぶり、その習慣に逆らうことはできなかつたのです。司法官たちはその全生涯にわたって圧倒的な学識に頭を下げ、だれもそのことを揺るがせませんでした。司法の聖域にはある階層の実務法律家が数多くいまして、法的攻撃と防御のメカニズムを構成するしばしば不確かで繰り返される手続きを市民に観察させるよう導くことを任としていました。すこしでも見落としがあれば大きな利害損失の危険がありえたのです。これらの職務は想像力を失わせ心を干からびさせるのにかくもピッタリでして、心の動きを感じ取ることも、さらには真の雄弁の繊細な美しさも感じられないのです。雄弁家を判定し、雄弁家を作る教養ある公衆は当時、いくつかの裁判所で響き渡っていた論戦に介入することはありませんでした。論戦は法制の奥義を授けられたとみなされた人にもっぱら委ねられたのです。

古代はデモステネス（前 384- 前 322）のエネルギッシュな演説、キケロ（前 106- 前 43）のすばらしい演説を若き雄弁家たちのお手本に供してきました。これら見事な記念碑はそれ自体、場所や人や時代の違いも関係なく人びとを惑わすのに貢献したなどとだれが言えますか。弁護士の弁論家たちに知識や才能が欠けているのではなかつたのですが、しかし才能が作動させるものを位置づけ、知識の出し方を調整して知識を補うのにしばしば成功する正しい分別が欠けていたのです。

【文芸文学の影響】しかしながら、変化のきざしが起こりました。ひとたび道が開かれると、もう止まらないのです。さまざまなジャンルの傑作が熱狂をかき立て、賛嘆せずにはいられなくなり、魂に幸せな感動をもたらしたのです。感情の高まりはまもなく広がりをもみせ全体に及びました。あらゆる階層、あらゆる職業の人びとが周りで起こったことに心打たれました。そしてすぐ市民生活のさまざまな部門でも良き教養、本当の知識の価値を感じるようになったのです。

いわば司法大通りでも良き趣味の影響を受けないということは無くなったのです。その頃までですと、法服〔法律家〕の家系では文芸文学を一種軽視する態度をとるものでした。その理由は文芸文学が法学学にとって危険すぎる競争相手となりえたというのです。こういった偏見は消えてしまいました。たとえば偉大で賢明なる大法官ラモフニョン（1617-1677）は詩人ボワロー（1636-1711）との対話を気晴らしとしていました。将来弁護士や司法官になっていく若者たちも多様で才気あふれる教育を受けるよ

うになりました。ルペルティエ部長評定官のご子息たちもロラン（1661-1741）とともに学んだのでして、ロランは後年その著作で良き学校教育の復興者にして、わたしならフランスを教えた恩師と言ってみたい人物となったのです。新たなジャンルの教育は新たな指針を才能と頭脳にもあたえました。偉大な司法官であると同時に良き文学者でもあったダゲッソーは、フォントネル（1657-1757）が諸科学の言語においてなしたのと同じような革命を、諸法律の言語において成し遂げたのです。

文学と美術の歩みは哲学よりも早いものです。しかし哲学はいつも多かれ少なかれ文学と美術の伴走者でもあるのです。いったいどのようにすれば健全な理性と良き趣味とを分離できるのでしょうか。公正で観察力に富んでいることは何事にも必要なことです。物事を表現し描く仕方での確かな成功の手ごたえは、物事を観察し議論する仕方においてもまったくの正しさに左右されるのです。

たとえダゲッソーの弁舌が当初おもにその純正さ、エレガンス、調和で注目されたにしましても、その頃までとても粗野だった法廷言語を教育しなおすことが、依然として当時の大問題だったということです。しかし認めないわけにはまいりませんが、この司法官に、裁判の議論における礼節と秩序との友でもある賢明さの恩義を負っているのでして、演説に規則だった形式をあたえ、無駄に気の利いた博識をひけらかすような引用すべてを取り除き、生成しつつある哲学の主たる恩恵のひとつとなったのです。

テラソン（1705-1782）やコシャン（1687-1747）はダゲッソーの歩みを前に進めたのです。テラソンの場合は雄弁というより流暢な弁論でした。コシャンの弁舌はテラソンよりも雄弁で、気品と力強さがありました。彼はとりわけ、けっして言い過ぎないという、あらゆる領域で貴重な、そして弁護士業では非常にまれな技術に通じていました。今日の弁護士はこの二人にさいしょの勝利と輝きとを負っています。

【哲学的精神と啓蒙の進展】 才能のある人がかくも大きな飛翔を遂げるにつれて、わたしたちの知識全体が増加し、そして哲学、より正確に言うと、哲学的精神 *esprit philosophique* がわたしたちの知識と同じ比率で発達して、いたるところで有益な影響を広げました。立法や判例においても言語を純化洗練したあと、内容そのものにも影響しようと試みました。

哲学的精神は経験に富んだ理性の洞察力です。心にとっての良心

conscience の関係が、理解力 *entendement* にとっての哲学的精神ということになります。わたしは以下のように哲学的精神を定義しています²⁾。つまり自由、探究、解明の精神であります。それはまずすべてを見ようとし、なにも前提とはしません。それは秩序だった手順で生じるもので、きちんと識別して作業がなされるものであります。それは物事を評価するのにそれにふさわしい原理によっておこないます。それは結果で止まるのではなく、原因がなんであったかまで遡ります。それは、あらゆる素材において、結果を発見するために諸関係を深掘りして調べ、全体を形成するために異なる部分を組み合わせて結びつけます。さいごにそれは人間の知識の目的、範囲と限界を示し、そして哲学的精神によってのみ、人間の知識は有用性、威厳、完璧の最高の高度にまでもちあげられうるのです。

【モンテスキューの功績】すでにドマ（1625-1696）——彼は人が思う以上に哲学者の面もあるのですが——が、皇帝ユスティニアヌス（483-565）の数十巻に及ぶローマ法大全の膨大な数のテキスト素材を一巻にまとめ、自然な秩序に整理された市民法として示す計画を構想し実行に移しました。ただ法制と統治にかんする正真正銘の科学に新たな輝きをあたえた功績はモンテスキュー（1689-1755）に取っておかれましょう。歴史と道徳とを十分に研究し考え抜いた知見に導かれ、この偉大なモンテスキューは諸国民の公法および彼らを支配するさまざまな慣習法の検討を進めました。彼が包括的にとらえた政治法、市民法、宗教法のあらゆる種類は彼の広範な考えのなかにあります。とりわけ彼以前には疑いもしなかった諸々の関係の実相をわたしたちに教えてくれたのです。彼は法律をそれぞれの習俗や国民性と突き合わせました。各国の土壌や風土とも突き合わせて検討しました。世界を頻繫に揺さぶった出来事のただ中で、彼はわたしたちにさまざまな政体の起源、その国制、それぞれの相対的な強みを教えてくれました。そして政体の偉大さ、衰退、没落の相次ぐ原因を示してくれました。彼はあたかも諸国家の命運をはかる黄金の天秤を天から授かったのではないかと言われもしました。彼は法律学のあらゆる奥義を調べました。かろうじて今に伝わる古き制度の残骸廢墟を通じて、彼は自然に生じたも

2) この箇所については、拙稿「資料 ポルタリス『18世紀のあいだの哲学的精神の使用と誤用』1820年（初版）」名古屋大学法政論集 301号、2024年、44頁を参照。

のと人の手で作られたものとを区分けして、至高の衡平さという永遠の原理を再確認できたのです。いわば彼は、制度という建物に積りに積もったほこりや砂の山で、わたしたちには骨董品としか見えなかったものの堂々たる基礎部分を、天才の一吹きでもって、見せてくれたのです。法律の混沌とした障害は解消し、わたしたちはあらゆる国と時代の立法者たちのプランと秘密をもつことになったのです。

モンテスキューの著作は頭脳という頭脳に電気ショックをあたえました。そこに含まれる教えは、法律を制定すべき主権者にも、法律を適用する任にあたる法律家や司法官にもひとしく有用でした。法にかんする事項の広大な領域において見晴らしがよくなり、遠くにまでおよびました。

人はキュジャス（1522-1590）がいなければ、モンテスキューの『法の精神』もなかったろうと言いました。そうでもありません。しかしわたし自身の経験から思いますに、逆にモンテスキューがいたからこそ、キュジャスの長々とした骨の折れる注釈のなかに、助けとなる方策の数々を見いだせたのではないのでしょうか。モンテスキューはわたしたちの足元を照らして、わたしたちの先輩作家たちのうんざりするような議論のなかに埋もれていた真実、視界を曇らせる煙のなかできらめく火の粉にも比すことのできる真実に気付かせてくれたのです。

私法の研究は、公法を研究することをすっかり忘れさせてしまいました。個々の紛争においては市民の利害を、一般社会の利害に配慮する大原則から切り離して、判決とその準備の議論を研究するのですが、その全体の重要性や威厳は取り去られました。事物は人間とともに小さくなったのです。わたしたちのあいだでは、裁判上の雄弁は存在しうるのかと疑われもしました。

しかしこの侮辱的な疑問は、物事を一定の広がりにおいて考察し、雄弁に語ってみたいという問題を哲学的にじっくり考えてみるようになると消えました。

【地方の雄弁な司法官たち】ダゲッソーの時代、司法官や弁護士がすぐれた著述家や雄弁家に数えられたのは首都パリにおいてのみでした。しかもそれは少数だったのです。啓蒙の進展とともに、良き趣味が地方にまで浸透します。思想を高め上げるこの上級の理性は、思想を表現する最良のやり方にも刺激をあたえます。地方の司法官の雄弁な演説、たとえばレンヌ

法院のラ・シャロテ (1701-1785)³⁾、エクス法院のモンクラール (1711-1773)、ポルドー法院のデュドン (1717-1800)、エクス法院のカスティヨン (1719-1800)、グルノーブル法院のセルヴァン (1737-1807)⁴⁾ などの人びとの演説は首都でもお手本となったのです。考える術、よく見る術は、いたるところで、よく語る術を順応させるようにしたのです。

セギエ氏がそのキャリアをスタートしたのはこのような新たな革新のさなかでした。

彼が果たすべき検察官の崇高な職務、それは私人の主要な事業に介入もすれば、一般的な事業を直接監視することも要求されるもので、彼に生涯、国家に献身することを命じるものでした。この職務をどのように遂行したのか、彼の歩みをたどってみましょう。

【検察官の職務】正義は、主権の第一の責務というべきものであります。裁判所が設けられているのは主権者の名の下にこの大いなる責務を果たすためにほかなりません。セギエ氏は、正義の管理運営たる裁判にあつて、至高の裁判所と市民とのあいだに位置する検察官です。彼は裁判所での神託というべきものを準備しなければならず、また市民の権利を守り、あるいは要求をしりぞけねばならないのです。

このような状況下で重要なのは、才能と義務とが釣り合うべきであるということです。

異なる法律を知ること、とくに法律の真の精神を洞察すること、それはたんなる法律の知識よりも上位の知であります。その探求そして議論において、異なるレベルにある物事を同一の原理で治めることのないようにできる洞察力をもたらすこと、実定法が沈黙している場合、反対している

3) ラ・シャロテについては、ルイ 15 世晩年近くのもブーの司法改革の前史と言うべきブルターニュ事件における法院の代弁者として活躍したことが知られているが、1760 年代のイエズス会追放に伴う教育論を著した人物としても注目され、彼の『国民教育論』(1763 年)は日本語にも訳されている(古沢常雄訳、明治図書、1973 年)。同訳書 106 頁には「哲学的精神」の項目があり、「哲学的精神は、哲学とは別のものであり、そして、それは幾何学的精神が幾何学よりも優れており、法の精神についての知識が法についての知識そのものよりも優れているのと、同じように哲学よりも優れている」とあり、この箇所はボルタリスの大著『哲学的精神』冒頭のフレーズと同じである。前掲拙稿 44 頁。

4) セルヴァンについては、前掲拙著『18 世紀フランスの法と正義』第 6 章 3 節、第 7 章 1 節、第 8 章 4 節で詳述している。

場合、規定があいまいな場合には自然の衡平にたよること、とはいっても、法律は公的な理性ですから、個人の理性が法律に取って代わるようなことがあってはけつしてならないことです。

法律を研究するにさいして人間研究をおろそかにしないこと。わたしたちの周囲で揺れ動くあらゆるパッションを、そのひとつでも共有することなく、観察すること。侵すべからざる心の聖域にまで押し入るいろいろな利害の喧騒のさなかにあろうと冷静な思慮分別を保つこと。さいごに、判断を鈍らせるために用いられる巧みなごまかしを避けてでも真実を探し出す、そして真実を発見したからにはそれを他の人にもわからせることのできるようなあらゆる手段を使うこと。これが法院次長検事職という名誉ある、しかし困難でもある仕事だったのです。これこそ、名称がどのようなものであれ、裁判所の検察職務に任じられた人の仕事なのです。哲学者で雄弁家である人にとってなんと広大な領野でありましょうか。

【セギエ氏関与の事件あれこれ】セギエ氏が雄弁をもって聞かせた有名事件のいくつかを、駆け足ですが、たどることをお許しいただきたく存じます。

一度ならずセギエ氏が論じたテーマに、市民がさいごの意思の行為によって死後も財産を生きのびさせる貴重な権利〔遺言の制度〕の範囲と限界の問題がありました。この主題については二つの事件に注目しておきましょう。どちらも判例集に記録として伝えられ、また雄弁家セギエ氏にとって輝かしい時期でもありました。

第一の事案は遺言者の自由処分の問題で、信仰心 *piété* から「貧者のために」と言い残したように思われる財産処分でしたが、それが〔法定相続人にたいする〕憎悪から出たものでしかないと攻撃された事案でした。セギエ氏は遺言する権利の根源にまで遡って考察し、以下のように証明します。この権利は濫用がはじまるところで終わること、そして自己の財産を処分する市民は、もし彼が思慮分別を欠いているなら、〔権利を付与するという〕立法者の性格を失うこと。そこから事案の検討に移り、セギエ氏は、不正な激情にかられて、慈悲の行為に見せかけての裏切りの外観で復讐が現実にはおこなわれたことをあばいたのです。一方で遺言者が救いの手を差し伸べようとしたように思える困窮した苦しんでいる人びとのための恩恵と、他方でこの遺言者が剥ぎ取る家族の権利とを秤にかけて、セギエ氏は以下のことを理解させてくれます。すなわち恩恵が不正に墮し、貧

者のためとは言いながらも、そのこと自体は自然によってとても強力に推奨されるものですが、もし犯罪的な激情が勝って、法律に反し自然そのものにも背くような財産処分信用をあたえるならば、その恩恵は忌むべきものという以外はない、ということをです。

第二の事案は相続人指定についてで、パトロンと道ならぬ関係を結んで暮らしていると非難されていた女性によって詐欺的になされた相続人指定のスキャンダルが告発されました。セギエ氏は、公的な貞節の本質にかかわる点について、あらゆる文明国の法律を示しました。彼は相続人に指定された女性の不名誉を隠す仮面をはぎ取り、家族の恨みを晴らし習俗の仇を討ったのです。

さまざまな事柄が次々とこの雄弁家に持ち込まれ、それが日々、セギエ氏の才能能力を発展させる機会になったのです。

公衆が正義の殿堂たる裁判所に熱心に駆けつけることになった事案も忘れられません。それは親子関係と嫡出性の興味深い問題でして、そこでセギエ氏が弁論をおこなうというときでした。問題は、家族のなかによそ者を入れるのか、それとも出生の経緯が詐欺的行為ないし犯罪によりわからなくなった子を永久に追い出すのかという残酷な二者択一しか裁判官には残されていない事案でした。司法官の心中には、一方で義務遂行の厳格な感情と他方で憐憫のやさしい思いとのあいだの苦しい葛藤が生じ、そこでは多くの明敏さと節度をもって、多くの秘密の謎を調査しなければなりません。

【レヴィ事件】セギエ氏は、著名なユダヤ人新改宗者エリー・レヴィの事件において、なんと優越した状態で登場してはいないでしょうか。この事件は、モーゼの法律に則って結婚していたレヴィ氏がカトリックへ改宗して以来、妻から見放され、それで別の女性との婚姻を許可してもらうよう訴えたものでした。この人物からすると、ユダヤ教の形式でとりおこなわれた婚姻はキリスト教徒同士の婚姻のように解消不可能と認めることはできないとの考えでした。二つの教会裁判所での判決は相反するものでした。この事案でセギエ氏は第一の原理にまで登りつめるのが見られます。彼は、神学者や法律家の体系と学説を通じて道を開こうとします。そうしていわば天地創造の秘密を測定調査するのです。彼は人を人そのものにおいて研究します。婚姻、このまったくの自然の行為は、あらゆる国、あらゆる宗

教の人間に共通しています。夫婦を規定する法律に則して婚姻がなされ受け入れられべきものであるならば、それは変わりやすくいたるところで異なるような形式ではありませんし、婚姻の本質を構成するのは信頼 foi なのです。雄弁家セギエ氏はこの真実に敬意を表します。彼はこれを拠り所として新改宗者の主張を退けます。セギエ氏は、神ならぬ人間の立法者は社会の変化する必要に応じて法律の相対的な美点を順応させなければならず、離婚を禁ずることも禁じないことも可能であると認めながらも、以下のように言明します。すなわち宗教の教義および当時の民法にしたがい、解消不可能の準則が婚姻の第一の制度に固有であり、道徳が夫婦にすすめる義務すべてに結びつくもので、それを厳格に守ることが夫婦そして子どもたちの幸せのもっとも確かな保証になろうし、私的公的習俗の維持への最良の保証になるだろう、と。

【フェザンザック事件】かつて高貴な名前というものはひとつの立派な財産でした。古くからのフェザンザック家もその名を守るにあたいする家系でした。問題そのものというより当事者の身分肩書に興味が引かれる、この事案において、セギエ氏は不毛な議論にいくばくかの花を添えることができました。彼の仕事は、おびただしい称号を解きほぐして、そのうちのひとつがわたしたちの古き君主制揺籃の時期にまで遡り連続しているのを示すことでした。彼は遠い時代の暗闇に明かりをもたらしたのです。それも精彩を欠く系図学者の無味乾燥なやり方ではなく、雄弁な歴史家のエレガントで生き生きしたスタイルでなされたのです。しかしながら、すべてを歪めてしまう党派精神がこの事案についての意見を惑わし、社会の偏見とささいな嫉妬心はその評判を貶めようとしたのです。当時、サロンの意見も割れていまして、結局、法律の殿堂での裁判となります。弁論しているあいだも不平のつぶやきが起こりました。雄弁家セギエ氏はそのようなことに動じも打ちのめしもされません。彼はいったん弁論を中断し、そして威厳をもってこう指摘します。どんなに反感をおぼえても称号の権原に勝ることはできないし、根も葉もない話は徹底した調査に譲ってしたがるべきであります、と。彼は断固、沈黙させ、フェザンザック家が勝利しました。この家柄に連なる王族の方がセギエ氏にサン・ラザール勲章を授与させようとしたのですが、虚栄心しかもたらされないように思われ、正義のみを保つべき司法官として、その褒章を断ったのです。

セギエ氏の成功の数々は他の有名事案でも同様に輝かしいものでした。

ある古い家柄の領主が、自分にたいする主君の恩顧を失わせんとし、たくらまれた陰謀なるものについて裁判所に訴え出ておりました。この領主は、いわば宮廷との和解を法律に求めに来たのです。この特異なケースは好奇心を目覚めさせ、雄弁家セギエ氏は、機知にとんだやり方でもって、次つぎと現れてくる陰謀の構図を描き出すことに注意を集中しました。それは野心あふれる道をすべてふさぐようなものでして、人間関係が陰悪な波乱含みのこの土地に住まう人びとにとってはしばしば痛ましくなる結果をもたらしたのです。セギエ氏は非常に鋭敏かつ誠実に考察してつぎのように言います。すなわち、これらの陰謀の被害者たちにとって、彼らの遺恨や失寵の秘密を無防備に法廷の審理のなかで明かすことや、闇の中で準備される計略にたいし訴訟の一撃で向かうのは、裁判に時間がかかり、たとえ決着しても判決によっては計略を打破できないかもしれず、計略の裏をかくことが難しいという悲しい結果を確認するだけにもなりかねず、これは賢明なこととは言えません、と。

【スペクタクルとしての法廷】王侯貴族のけんかでは、かつて「神判」と呼ばれた武器で命運を決することもありました。しかしながら、歴史書を読んでもみますと人びとも王侯貴族も彼らの争いをフランスの元老院〔パルルマン法院〕の衡平な裁きにまかせることもまれではありませんでした。永遠の正義はわれわれのところとその座所を設け定めたと言われたのです。というのも、われわれのところこそ、独立にもっとも執着している諸国民、権威をもっとも誇らしげにしている君主たちが、あたかも世界の至高者にたいするかのように敬意を表しにやってきたからであります。今日、フランスの地に最良の芸術を鑑賞するため旅行で来られた王侯貴族の方々は、わたしたちの裁判所に駆けつけ、そこで思慮分別ある雄弁を聞き、裁判というスペクタクルをこの目で見ることになったのです。フランス以外ではどこも宗教が、法律にお株を奪われて、このようなスペクタクルを提供することはなくなったことを認めざるをえません。セギエ氏は幾度も〔法院の年度はじめなど特別な機会では法服も正装で華やかな〕厳肅法廷での弁論をおこないましたが、外国の君主たちの列席がさらに荘厳にしたものでした。そしてそのときこそ、彼はいわば自身よりも上位に立って、地上の権力者たちにたいし、宮廷ではほとんど知られない〔正義の〕ことば

を話しかけることができました。そして、正しい賛辞と貴い教訓との混じった弁論を通して、彼らにたいし、正義の管理運営たる裁判がまとう威厳 *majesté* がいかに国の強化確立と王の威厳そのものに寄与するものであるかを垣間見せたのです。

【サランシーのバラ祭り事件】ここまで大事件でのセギエ氏の歩みをたどってきたのですが、彼は「サランシーのバラ冠乙女」祭典の事案にも関与していたことをお話しておきたいと思います。フランスの第一の最高法院が、巨大首都のなかで沸き立つ激情と大きな利害紛争から生じた、深刻でしばしば恐ろしくもある議論の検討をちょっとでも中断して、司法権の機構全体が、この無邪気でそんなに込み入ってもいない事案の討論について考えているのを見るのもすばらしいことでした。その事案について、小さな町共同体の住民たちが判決を求めてやってきたのですが、対象となっているただの田舎祭りの制度も目的も、わたしたち大都市のぜいたくな習俗とはかなり縁遠いものでした。これは「バラ祭り」と呼ばれていました。それはサランシー町特有の祭典でして、その住民がある時代から毎年、もっとも徳のあると判定された娘に花の冠を授けていたのです。この若者は祭壇の前まで意気揚々と連れてこられます。彼女に贈られる冠は聖職者によって祝福され、当地の領主によって戴冠されました。この「バラ祭り」の起源は6世紀にまで遡ります。創設者はサン・メダールであると主張されています。この祭典は、秩序が混乱せず安定しているかぎりは、知られていなかったのです。当地の領主と司祭と住民たちとのあいだで起こった口論がきっかけで知られることになったのです。この事案において、セギエ氏は非常に優雅に裁判所そして公衆にたいし、その気持ち良い詳細を語っていなかったでしょうか。その祭典の制度はモデルといったものもなく、あいにくと利用されることもできなかったのですが、当地の伝統がわたしたちまでバトンをつなげたのです。この雄弁家のセギエ氏は「バラ祭り」のための小さなコードを提案し採用させることが検察職にふさわしくないとは考えませんでした。その中身は、賢明な規則でこの祭典の進行を定め、その目的を保護し、その結果を保存し、そうして当時まで無垢で潔白さのアジュールであったことを誇りに思っていたサランシーという小さな町で、美德にあたえられる宗教的崇拝を永遠のものとするものでありました。

【セギエ氏の弁論までの準備手順】ところでセギエ氏は、原稿を書いてでなければ、弁論することはありませんでした。自分自身に身をゆだねて演説をするのは、職務上、恐ろしくないわけがありませんでした。というのも、ちょっとした言い落としも、検察の峻厳な職責からは非難なしにはすまされないことだったからです。しかし彼の抜群の記憶力は、読み上げるだけの弁論家の無理な態度ではなく、原稿なしにくつろいだ弁論家のあらゆる利点を有してもいました。

あらかじめ考えを入念に草稿にまとめておく必要を感じない人のほうがまれです。いったいどんな人が、自分の望むときに、一種最高の力を発揮して、ことば、イメージ、比喩などの文飾といった、あらゆる雄弁の豪華さを駆使できるのでしょうか。そしていったいだが、自分のもてる力の意識に支えられて、外観は靈感を受けたかのように、感情や思想を秩序だって見事に演説することができるのでしょうか。たとえもっとも入念に準備したとしても、いつも成功が保証されているわけではないのです。

これらの人びとの雄弁は人為的な作品ではなく、持って生まれた天性のなせる技です。今日、もっとも卓越した雄弁家であっても、じっさいに話し出す前に、式辞や演説や訓示などの原稿を起草しました。しかしどんなときでも、たんなる原稿の読み上げでは冷やかな行為でしかなく、話し手にとっても感情を出せなくなり、聞き手にとっても熱狂をかき立てることはできないことがわかっていましたから、暗唱して声に出したりして原稿起草時に注意して書いたことを忘れさせるようにし、突然にできあがったような天才の作品をいつも模倣しようとしたのです。

セギエ氏の弁論にはその時代の特徴が刻まれていました。すなわち、そこで理性が偽りの科学によって押し殺されることはなく、精神も理性を犠牲にするようなことはありませんでした。この雄弁家は事案についての質問を公平にし、その事実を明解に提示し、そしてその攻撃防御の方法を整然と論じました。それぞれの当事者の言い分を秤にかける様は、彼が法廷弁論の理論に深く精通していることを示していました。彼が感情を出すのは検察職という厳しさによっても禁じられていないときに限られていました。堅固さにも遊び心を添えました。大きな事件では気高さがありましたし、小さな事件でもおもしろいと興味をもって進めることができました。とくに彼のなかには、このいつも人に好かれるという能力が特徴として見

られます。というのも、わたしたちは彼の仕事の骨折りを分担することなく、この雄弁家の才能を堪能できるからです。

【弁論の二種類の聞き手】もちろん隠すことでもありませんが、あるときにはセギエ氏の議論の範囲が広きに過ぎると非難されることもありました。しかしそれは彼が踏破すべき領野の広さを知らないが故の非難でした。ここはぜひとも、ひとつの事案を論じ、あるいは弁護する人間のおかれたデリケートな状況に思いを馳せていただきたいところです。つまり彼の前には二種類の聴衆がいるわけです。裁判官たち、そして一般の公衆です。この二種類の聞き手は、考えも、関心方向も、目的も同じではありません。裁判官たちは弁論に臨むにさいして職務を果たすのにたいし、一般公衆がそこに求めるのはスペクタクルであり気晴らしでしかありません。裁判官たちの主たる目的は彼らに提出された事案を知ることになり、当事者のどちらの言い分が正しいのかを見つけ出そうと望んでいるのにたいし、公衆が聞いて知りたがっているのはどちらの側に才能があるのかということではないのです。裁判官たちは感動よりも解明に必要性を有しているのにたいし、公衆は逆です。公衆はもうそれでいいのですが、しばしば裁判官たちはそこでまだ迷うのです。しかし勝利すべきは真実であって、もっぱら雄弁家のほうであってはならないのです。真実はそれがあらゆる角度から示し再現されないと見落とされるのです。一度言われたことも、再度言われなくてはなりません。裁判所は複数の司法官から構成されています。しかし裁判の決定にあとひとりの司法官の投票が必要でないようなときがどれほどありましょうか。いわば重要であることは、全員に話したあとに一人ひとりに話しかけることです。セギエ氏が同じ証拠、同じ判決理由を、手を変え品を変え再現してみせるのは、人びとの精神に十分強く刻まれていないのではとの恐れがあるからでした。彼は、正義の最大の利益のために、自分の栄光という利益は抑制することを知っていたのです。そのとき彼は、より有益である利点のために、より雄弁に見える利点を犠牲にする勇気をもっていたのです。

【教会での雄弁と法廷での雄弁】わたしたちにさいしよの雄弁家をもたらしたのは教会の説教壇でした。その後、司法官や弁護士にもそれぞれ雄弁家が出てきて、キリスト教の雄弁と裁判の雄弁のあいだでの好みの問

題がやむことなく討議されましたが、それは無駄というものでしょう。もつとよくわたしたちの位置を評価し、立派な人材に恵まれていることを知っておきましょう。

今日のキリスト教の雄弁家たちは彼らに属するジャンル、古代にはモデルのなかったジャンルに秀でていました。わたしたちの弁護士雄弁家たちは、当代のどんな国においても、乗り越えられたり、肩を並べられることさえありませんでした。あらゆる国のあいだで、フランスは真の雄弁の揺籃の地であり、依然として本拠地であることを誇りにできています。このような天分に恵まれた空の下で暮らしていけることを喜びましょう。そして聖堂で語られる雄弁家とその声が裁判所に響き渡る雄弁家とのあいだで優劣を比べるような、どちらかに屈辱をあたえるような比較をするのはやめるようにしましょう。雄弁はひとつなのです。宗教のであれ、道徳のであれ、高貴な真実を語り、無垢であれ、財産であれ、神聖な権利を保護し弁護するのにさいして、提案されていることは、確実に結果を出すための術をすべて駆使して雄弁たることなのです。

雄弁は人のもつ力すべてです。すなわち、弁論でもって、すでにあるものを解明し、まだないものを創造するのです。あらゆる感情はきちんと反応し、あらゆる意見はただひとつの意見になっていくのです。そして言明される真実は光の速さで魂の奥底にまで突き刺します。

この力が適用される対象によっては雄弁の働きも多様に修正されえます。たとえばキリスト教の雄弁家は理性にたいしてよりも心に語りかける機会のほうが多いでしょう。逆に司法官の雄弁家は心にたいしてよりも理性に向けてのほうがよりしばしばでしょう。しかしどちらも彼らの才能と力量を用いるにさいして、思慮深くかつ成功が保証される行為でもっておこなえば、称賛と賛同を博すことになるでしょう。

雄弁が栄えることができるのは自由があってこそであることを先に指摘しました。しかし正義の業務に身を捧げ、人びとの気まぐれに左右されることがまったくない立派な職業より以上に、雄弁家の魂が自由に息をできるどんな職業があるのでしょうか。民衆受けする雄弁家はしばしば党派集団の言いなりでしかありません。司法官の雄弁家、弁護士の雄弁家なら、法律のみが正当なまっつき自由を保証可能にしてくれますので、いつもずっと自由なのです。

弁護士の雄弁家たちもご安心ください。彼らのキャリアも説教壇や演壇の人のそれに劣らず輝かしいものです。彼らが論じ弁護しなければならぬ事案は裁判所の狭い法廷内で消えていくことをわたしも知っていますが、それはまた社会という広大な劇場で生まれるかもしれないのです。それは人間の歴史に結びついているからです。それは各国各時代の習俗にもっとも忠実な絵画をなしているからです。有名事件をうまく集めると、それぞれの時代に、観察者にして哲学者にとって最良の教育資料集となることでしょう。それは立法者に彼の法律の良い点と不十分な点とを知らせ、司法官には彼の決定にあたえるべき方向性を予告し、市民には恐れておくべき悪習と、ともに暮らしていかなければならない人びとのかたわらで備えておくべき策略とを警告してくれるでしょう。

裁判上の論争は気高い術を知っている人がいないときのみ難解になるものです。雄弁家が不足している状況はありえますが、状況が雄弁家に足りないようことはけっしてありません。大事件を説明して大成功を収める雄弁な声は、あらゆる開明された諸国に鳴り響くものです。セギエ氏が、スウェーデン国王グスタフ3世（1746-1792）の臨席の栄を受けて法廷弁論をおこない、そのあとに陛下に紹介されたとき、王は「欧州人であればこそ、かくも雄弁な司法官を知りえたことよ」と言われたのです。

人間を知ることを教えるすべて、そして人類の役に立ちうるすべてを評価できる時代、偉大な君主が英雄たちを取り巻く栄光に飽いて、その天分で世界最大の帝国の立法者になることでより現実的な栄光を獲得した時代、弁護士の雄弁家たちは、フランス人民の幸せを保証するのみならず他国の人民の幸せも準備する多くのさまざまな法典を驚くほど迅速に制定するいかなる衝動も受けられないのでしょうか。かような瞬間にこそ、裁判上の雄弁に新たな飛躍が可能となるのですが、人は弁護士業に新たな雄弁家が育成されるのを見て失望もすると考えましょう。弁護士業はいつも有名になりたい才能ある者に開かれた第一の論戦の場なのです。

セギエ氏はあまり運のいいとはいえない時代に生きていました。法律と云えば首尾一貫せずこんがらがっていて、その山は彼にとってただ乗り越えるべき障害物にすぎないものとなっていました。いわば、法律そのものに打ち勝つ必要があったのです。今日のようなシンプルで、そろった立法になっていれば、雄弁家の思想や黙考もより容易に広まるでしょう。それ

は国の教養層にいろいろな議論への参加をよりしやすくし、そのことによって議論はより国民的利益にかなうものとなり、そして当然雄弁家の影響力は増大して彼の名声も広がるにちがひありません。

【アカデミー・フランセーズ会員としてのセギエ氏】 検察職のはじめのころすでに、セギエ氏はその才能によって一般公衆の注目を集めていました。と同時に彼はもっともすぐれた文学者たちの評価も勝ち取っていました。彼の名前そのものが文芸の世界にとって大切でした。というのも、アカデミー・フランセーズの創設者であるリシュリユー枢機卿（1585-1642）の亡くなった直後にその庇護者となった人こそ、卓越せる大法官職の任にあったセギエ氏の先祖だったからです⁵⁾。アカデミー・フランセーズの設立当初は、国王たちもアカデミー会員の才能を庇護することが至高の権威のもっともうるわしい特権であることにまだ気づかず、大臣たちに任せていたのですが、まもなく国王みずからが求められて、王冠を飾るもっとも美しい称号のひとつになったのです。

こうして、わがセギエ氏はその生まれから才能を受け継ぎ、評判も後押しして、1757年3月21日、アカデミー・フランセーズの会員として迎え入れられたのです。そのときまだ31歳になったばかりの年齢でした。その年齢では通常、今後の活躍の期待があるだけとなるのですが、セギエ氏は長い時間をかけた仕事や大きな成功があつてこそその入会が認められるアカデミー・フランセーズの一員になったのでした。彼の前任者はフォントネル氏（1657-1757）でした⁶⁾。フォントネル氏は文芸の領域に哲学を導き入れ、また哲学の領域に文芸に付き従ってしか歩まない楽しみと優雅さを持ち込んだ著名人です。セギエ氏の入会演説はこの手の演説のなかで特筆にあたいます。普通は使い古された文句をならべたり、またここぞとばかりに新手的称賛のこぼれをうわべだけ何回もくりかえしてみたりしてしまって、弁士が持ちもしないエスプリに走るか、また持っているエスプリを示せないままに終わることがしばしばなのです。セギエ氏は、幸い

5) なお、このセギエ大法官の肖像画は現在ルーヴル美術館にあり、ルイ14世の肖像画と見比べると、また異なる種類の威厳の高さが印象的である。

6) アカデミー・フランセーズの会員は不滅の人 *immortel* とも呼ばれていることに注意しておきたい。

なことに、彼に特別な状況を利用しました。彼のフォントネル頌の演説は彼の雄弁にとって豊かな主題でした。セギエ氏はこの愛想のよい学者を、文学者にして哲学者として、描き出すことができました。フォントネル氏はその該博な知識と並外れて多様な才能で抜きん出た人物であり、文学と科学とに多大な貢献をされたのです、と。彼はまたフォントネル氏がねたみ嫉みを黙らせたことを指摘していました。「人は、フォントネル氏をまねた人びとにおいてだけフォントネル批判をしようとしていました」、そしてフォントネル氏の同時代の人は、彼について、後世の言語を語らざるをえなかったのです、と。

この同じ演説のなかで、セギエ氏は文芸家協会と司法官団とのピリッとした一種の比較をしていました。前者は良き趣味を変質させるようなものすべてから言語を守る任務をおびており〔アカデミー・フランセーズの使命は国語辞典の編纂である〕、たいする後者の司法官団の使命は法律に背きうるようなものすべてを遠ざけることにあります。セギエ氏は、パリ・パルルマン法院がかつてわたしたちの施設〔アカデミー・フランセーズ〕にもたらした抵抗にたいしての仇を討とうとしたと言われました。この法院は、リシュリューが人心の改良という幸いな基礎を築いて、祖国にめざましい奉仕をしたことを軽視していました。文芸とはまったく無縁のパルルマン法院は当初、書籍にたいする検査の権限を失う恐れにしか関心がありませんでした。18か月ものあいだ、法院は、蛮族の謎めいた言語の闇を晴らして国語を純化し、フランス語があらゆる文明国の世界語となるようにするつもりで設けられた〔アカデミー・フランセーズの〕制度立ち上げを遅らせました。時代はほんとうに変わりました。今やこの法院のトップの司法官のひとりであるセギエ氏が、彼が法律の聖域で占めていた地位に劣らない地位を、文芸の聖域でも授けられたことを誇りにしていたのですから。

【サント＝パレイ氏の事案】1781年7月19日、セギエ氏は、〔アカデミー・フランセーズの〕主任担当官として、古語辞典編集者のサント＝パレイ会員（1697-1781）の後任であるシャンフォール氏（1741-1794）への応答することになりました。

セギエ氏は、検察の仕事がら、一家を悲嘆にくれさせる不和の悲しい情景に心を痛み、敵同士のような兄弟のあいだで決定を言い渡さなくてはな

らないことが非常にしばしばだったのですが、ときにはサント＝パレイ氏とラ・キュルヌ氏というお互い兄弟愛の真の見本のような共同生活が示す感動的な絵物語にうっとりひとと休みするようなこともあったのでした(*1)⁷⁾。

セギエ氏はそれからサント＝パレイ氏の作品に一瞥をくわえました。この文学者によって論じられた主題の選択そのものが、彼の品性の純粹さと感情の高貴さを示す新たな証拠であると指摘しました。わたしたちはサント＝パレイ氏によってこそ騎士道の歴史を知ることができたのです。すなわち、決闘の時代に生まれ、騎馬槍試合の作法に生き続け、不正をくじき弱きを助けることを名誉にかかわるとし、いわば「高貴な人物は魔法の国に置き、自然の通常の流れは下品な人間にまかせる」ようにし、さいごに、勇気と色事を合わせ、恋愛と美德とを合体させて、かくも偉大で幸いな影響力を貴婦人にあたえ、その寵愛が社会の装いであり、貴婦人の洗練されて繊細な判決が騎士の功績にたいするもっとも確かな励ましであると同時にもっとも甘美なほうびになるというような、つまり騎士道は不思議で驚くべき、と同時に、奇妙なお話しの体系なのです。

【国語の進展への貢献】セギエ氏は検察業務に忙殺されていて、アカデミー会員としての仕事に従事する自由な時間はまれにしかありませんでした。しかし、考えてみますと、アカデミー・フランセーズという協会の設立構成は国語と文芸の向上に捧げられているのですから、その成功と栄光とに寄与するために個々の仕事を直接分担することがいつも必要というわけで

7) 原注(*1) この二人の兄弟は、同じ母乳でいっしょに育てられますが、同じ日に生を受けていました。自然は、同じ瞬間に二人を生まれさせることで互いの兄弟愛を二倍にしたかっただと言われもしたくらいです。二人はこの不思議な共感で愛し合い、周囲も普通のことのように感じていました。なにしろ二人は人生の行路においても同じように開始し、等しい歩みで進んでいましたからそうなのです。二人は同じ年月を閲してきました。二人は彼らの目でも変わりません。なぜなら二人いっしょに変わっていったからです。顔だちも瓜二つでしたから、二人いっしょにいると違いに気づかず、離れているとどちらなのか区別できないくらいだったのです。

身体的にはこのようにそっくりでしたが、それはいつも心も同じとはなりません。サント＝パレイ氏とその弟とは性格も好みもまったく違いました。にもかかわらず、この違いは二人を結びつける友愛の情をいっそう目立たせることにしか貢献しなかったのです。そしてこの友愛の情は英雄的と言っていいくらいの相互の犠牲に彩られたものでした。ですから、ラ・キュルヌ氏が亡くなったあとの、サント＝パレイ氏の生涯は長く苦痛に満ちた苦悶の日々に他ならなかったのです。『セギエ氏の弁論』からの引用。

はありませんでしたし、今もそうなのです。科学と文芸とでは事情が異なります。科学はそれぞれ決まった領域があります。文芸の分野にはこれといった境界があるわけではありません。文芸はあらゆる科学に有益です。またどんな職業にも無縁だとみなすこともできません。君主とともに玉座にすわります。法律のおごそかな編纂を取り仕切るのも文芸です。学者の著述に、司法官や法律家の弁論に幸いなる生命の息吹を吹き込むのもそうです。それは精神の生産したものに永遠の寿命をあたえ、いわば不死を保証しうるのです。パスカル（1623-1662）は『田舎の友への手紙』において、マルブランシュ（1638-1715）は『真理の探究』、ビュフォン（1707-1788）は『博物誌』、ダゲツソーやコシャンは『弁論集』において、国語の進歩をより前進させ、文芸のためにより大きな貢献をしました。それは直接的に文法の研究や、文法そのものに直接かかわるような類の文化にもっぱら集中したようにみえる多くの作家たち以上に貢献したと言えます。この人たちが規準をあたえてくれたとすれば、パスカルのような人たちはモデルを提供してくれたのです。どの国でも、国語の創造のはじまりは人民の作品にあります。つぎに国語を豊かにするのは学者たちです。国語として定着させるにいたるのは、ジャンルは問わず、良き著述家たちであります。したがって重要なことは、わたしたちの社会が、弁論や著述の術において名をなすことに成功したすべての人びとに開かれているということです。文芸を彼らの影響力によって支えてくれ、さらに彼らの才能によって奉仕してくれるような人びとのことが無用な協力者などであるはずはありません。彼らは廷臣であったり、裁判所勤務であったり、国中に散らばって、いたるところで知識と良き趣味を広めているのです。人はアカデミー会員であることの榮譽を大切に思っております。すくなくとも会員にあたいすることを示したく思っています。この文芸を裁断する法廷に入ることを行かなる階層の市民にも禁じていませんが、それは政治的な賢慮からでした。アカデミー・フランセーズは大首都パリの中心に設けられ、パリに範を示し、また逆に首都からリードされもし、この組織が設立されたことで、良き意見を保ち続け、高い理想の聖火を絶やさぬことを任務とするのです。

【セギエ氏の「文芸への愛」演説】セギエ氏は、法廷での弁論や演説で正当な評価を受けて有名になったのですが、それによってアカデミー会員と

しての「負債」も弁済していました。それでも、1770年、パルルマン法院新年度の開廷時に「文芸への愛」について演説をしました。おそらく、文芸の精神は事業の精神と無関係に存続できるでしょう。しかしセギエ氏は、この厳粛法廷の折に、事業の精神は文芸の精神と結びつくことによってすべて獲得できることを雄弁に証明してみせたのです。この演説の主題はその斬新さで機知にとんだものでした。かつてなら、それは語られる場所の神聖さにそぐわないと考えられたでしょう。でも啓蒙の世紀となったわけですから、その主題を選んだ司法官の面目躍如となったのです。法律の殿堂たる法院のなかで文芸への愛をすすめることは、法律そのものの利益のために働くことが理解されたのです。

じっさい、文芸の教養に軽い暇つぶしや気晴らしだけを見ること、それは大きな誤りではないでしょうか。もしわたしたちが人びとの意見や賛同や協力を必要としているなら、彼らに気に入ってもらうべきではないでしょうか。さらに彼らに仕えて教える権利を熱望しているなら、なおのこと彼らに気に入られるべきではないでしょうか。もしわたしたちが彼らに気に入ってもらうのをやめれば、彼らの役に立ちたいという図々しい気前の良さを許してくれるのでしょうか。

こうして考えてみますと、他の分野以上に法律学において、人びとの精神と心に効果的に働きかける方法が知られていないのは、いったいなぜなのでしょう。司法官、法律家はもっと有利に正義と真理の権利を擁護できるべきではないのでしょうか。上手に話し上手に発言する術を供する〔文芸の〕能力は、他人に上手に判断し上手に行動するよう決心させる能力としても必要にならないのでしょうか。普通、頭でっかちに説得するだけでは不十分で、行動するところまで持ち込む必要があります。理性が勝利するためには、いつも理性そのもの以上のなにかが必要なのです。

【文芸著作権の擁護】セギエ氏は公開演説において司法官や法律家に文芸への愛をすすめるだけにとどまることはありませんでした。彼は検察職務の力を発揮して、文芸を大事にしている人びとを全力で支えようとするのができたのです。彼は、書籍販売の制度に忍び込んでいた、著作権 *propriété littéraire* を脅かすような重大な悪弊にたいして立ち上がりました。

著者の作品は疑いもなく著者の所有物です。これより神聖なものは存在することさえできないでしょう。といたしますのも、わたしの財産はわたし

の思想より以上にわたしのものではありません。しかしこの種の所有は、それを伝え広めない利益になりませんし、他のものより保存するのが難しいのです。その値段や価値を高めた印刷はその危険も増やしました。今日、著者のすばらしい作品は、書籍販売業者の貪欲な思惑の投機に左右されるのがあまりにもしばしばでしかないのです。そして才能と天分とに負っている保全の度合いをいつも法的に適切に獲得できたわけではなかったのです。

1779年、特権認可状 *privilège* の法制が支配していた時代に、著者が自分自身の作品に有する所有権は、その著者が第三者に譲渡しないかぎり、その権利の期限はないのかどうかの疑問が持ち上がっていました。〔法廷の議論においては〕出版を許可した特権認可状で制限できたとの意見もあり、またこの点、他人の作品から不当な利益を上げる書籍販売業者の権利と、作家が自分の利益のために自分自身の作品を印刷販売させるときの権利とのあいだにいかなる違いも立てられていなかったとの議論もありました。セギエ氏は、法院の全体部 *chambres assemblées* において、彼に提出されていた請求のすべてと本案件にかかわる規程のすべてを厳かに報告して、制度の不正をあばいたのです。

【印刷術の発明による著者と著作物の関係の変化】このときの王令や法令の長いリストを提示しての報告書に目を通したときに、わたしは印刷術の大発見が哲学者、学者全般、文芸家たちの個人的状況に及ぼした革命的变化に驚きました。

かつてであれば、才能や学識はずっと、それを有した人の所有物でありました。哲学者や学者はすべてを自分自身に身につけていました。人であれ意見であれ知りたくて会いにやってこなければならなくても、宝のような知識と切り離せないものでした。賢者の公開講義に人びとは競って聴講しようとして町中が揺れんばかりだったのです。今の時代の長距離旅行というのは彫像、記念碑、廢墟を見るためですが、当時は人に会うために旅したのです。

そして遠くからでも聴衆はやって来て、その人の話を聞いておこうとするわけで、その人には当然尊敬の念を起こさせますし、敬意が集まり栄光に包まれました。学識を得る手段が非常に困難であった時代には、学識が深いと見せたい、というより学びたいという思いのほうが強かったのです。

学ぶ弟子は多くいたのですが、師はわずかでした。その天分が他者を教えることができる能力をもった人は、多数の聴衆のなかに、批評家よりもむしろ賛美者を見いだしたのです。こうして個人的に祖国の装飾品にして世界の光となったのです。

今日、事態はすっかり変わりました。著者その人はなんでもなく、その書かれたものこそすべてなのです。印刷術は思想すべて、知識すべてを誰とでも共有できるという効果をもたらしたのです。各人は自宅で学ぶことができます。人は読み、もはや聞く必要はありません。ある人の書いたものがわたしたちにもっとも満足のゆく、かつ著者のもっとも卓越した部分を提供してくれると想像されますので、書を読めば、著者のことを知ろうとする好奇心もほとんどなくなるのです。

他方、政府や一般公衆の主たる注意が向けられるのは、社会全体が印刷術のおかげで受けた多大な利益についてであり、技術の進歩を促進する必要についてであります。技術が思想に羽を授けて飛ぶようにし、時間のもたらず荒廃から思想を保護し、無秩序あるいは暴力の災いをもたらず企てから思想を守り、そしていたるところに新たな商業分野を開きながら、各国の政策に新たな資源を投入して、国の富を増やすのです。著者たちの私的な利益は、一般利益から生ずる大きな考慮によって押さえつけられます。そこから一種の束縛があり、著述家たちはかくも長いあいだ苦しみ呻いていました。印刷技術は著者著述家たちの利益に反するかたちで守られてきたのです。そしてひいては当然この技術そのものの利益にも反して守られてきたのです。この技術を養うことができるのはただ天分と才能だけなのですから。

セギエ氏は、そこで、著者たちの境遇と彼らの権利について法律の配慮を呼びさますべきと考えたのです。この司法官の意見を引いておきましょう。「著者のもつ印刷再版させる権利はその原理においても神聖であり、その期間も期限のないものです。その相続人たちは、さいごの代にいたるまで、著者の何日にもわたる徹夜仕事の成果であり天分の作品から利益を享受できるべきであります」。

【セギエ氏は哲学と文芸の敵なのか】セギエ氏が文芸のために、また文芸を大事にする人のためにしたことについて語りつつも、わたしは、マルモンテル（1723-1799）の『回想録』に書いてあるような、この司法官に「哲

学者と文人たちをパルルマン法院に告発した人物」との責めをあえて帰させることを黙って見過ごすわけにはいきません。それは最大の非難で、しかももっとも弱い異論なのです。

セギエ氏は検察の職務を果たしていました。その地位からして、彼は「良俗および世論の監視人」でした。そこから当然、宗教、良俗、国家を始終攻撃したたくさんの著述にたいする雄弁な論告求刑が出てまいります。

これらの著述を非難したからとて、彼は哲学と文芸の敵であると示されるにあたいすることになりえたでしょうか。

すぐれた哲学者たち、文学者たち、その名声はこの団体のなかで高く評価されているわけですが、彼らは、ダランベール（1717-1783）が言うように、「不名誉刑の物議で自分の業績以上の名を売るのがいいのか、それより、そんな危ないというよりも軽蔑にあたいする作品なので忘却に埋められるのがよいか」ということを検討するのがおもしろだろうと考えたのです。しかしこの文学者たちや哲学者たちは、不名誉刑か軽蔑かの二者択一しかない、みだらな、いく人かの著述家たちの事案が、文芸と哲学の利益そのものとかつて混同されたと考えることからはずっと遠かったのです。

【学問の自由の重要性】学問の隆盛のため、そして知識の普及のためには、人間理性は自由に研究テーマを選び、成果の生み出し方も自由であるべきことをわたしは知っています。普通、自由はあらゆる有用な思想の、そしてあらゆる偉大な構想の創造原理であります。しかし、無制限の自由はありません。人はその魂の奥にその感情や意見を秘めているのですが、その責任は彼自身にあるのです。彼が感情や意見を公表するならば、彼は社会に責任があります。各人の自然な独立は全員の利益がはじまるところで終わるのです。

といいましても、無知と隷属の時代にもどらせようなど、とんでもない思い違いです。どんな時代か考えても見てください。それは政府が形而上学上の激論という、政府にとってはまったくどうでもいい問題に口を出していた時代であり、天文学のかんたんな体系が処方箋の対象になった時代であり、そしてあらゆる論争があたかも国家の一大事でもあるかのように取り扱われた時代だったのです。監視も度が過ぎると圧制的というより、おそらく、いっそう滑稽なことになるでしょう。つまり、理性の権利は力の権利と上手に結び合わされなければならないのです。

天才が、高貴にして非常な大胆さで、美しいものすべて、偉大なものすべて、有用なものすべてに向かってそびえ立つとき、天才の努力を抑制しないようにしましょう。天才の活動は弱まることなく、独立独歩を誇り、科学の広大な領野で四方八方に動くのにまかせましょう。科学のおかげで、わたしたちはいわば今住んでいる土地を入手できましたし、そして住居によりふさわしくしてくれました。科学においては発見が発見を生み出し、人間を自然の真の王者に指名し、自然の産物そして自然の法則までも統御してあらゆる用途に使い、人間のあらゆる必要を満たすのです。

【道徳と政治における過度の自由の抑止】しかし道徳と政治において、司法官は、社会のため、良俗や市民の行為行動に大きな影響を及ぼす議論に口出ししなければなりません。政府機関としては偽りの教義がたんに間違っているというだけでなく、危険でもあるようなものに無関心なままでいることはできないのです。

そのうえ道徳と政治において、わたしたちは先人よりも遠くまで行けると言い切ることもできませんし、大発見によって今の科学をすっかりやり直して作り変えると約束できるようなわけにもまいりません。この点ですべては、あらゆる場所と時代に一般的な秩序観念と、人の心を支配している共通した感情の知識とを中心に進むのです。この重要な事柄については、なにかを創造する天才に期待しなければならないというよりは、なにかを変え大混乱におとし入れる革新的な精神を恐れるべきなのです。わたしたちはなにかを手に入れることよりも保ち続けることのほうが必要なのです。道徳や政体を不用意にも机上の空論の体系にまかせることは、激しい情念に委ねることになるでしょう。

セギエ氏の出版物への検閲監督はけっして不寛容になることはなく、ましてや抑圧に墮すことはないことについては、たとえば『自然の哲学』(1770年出版)のすぐれた著者⁸⁾を証人にできましょう。この著作物はシャトレ裁判所に告発されていました。そして厳しい有罪判決がこの裁判所では言い渡されていました。しかし〔法院で〕セギエ氏はこの著者の哲学者に救

8) この著者は Jean-Baptiste-Claude Delisle de Sales (1739-1816) のことで、迷信狂信を批判し、貪欲で横暴で狡猾な聖職者たちを糾弾した。西嶋幸右『専制君主と啓蒙思想家——十八世紀のフランス』教育社(教育社歴史新書)、1980年、177頁参照。

いの手をさしのべ、そして不正義はただされたのです。

【唯物論・無神論にたいする批判】ただこの司法官も、唯物論者や無神論者の有害極まりない見解に目をつぶってしまうと、教会の祭壇と国王の玉座とに反するわけで、そういうことができたでしょうか。彼はこれらの見解を禁じましたが、そのことによって哲学を侮辱したわけではなく、むしろ哲学の仇をとってやったのです。彼は社会のため、一般の人のための道徳科学を求めたのです。それは古代の賢者によって大きな成功と栄光とをもって研究されました。それは魂をもっとも崇高な思想にまで昇華させ、あらゆる良きおこないをする気を起こし励まし、あらゆる高潔な美德に目的と支えをあたえるものなのです。

理性、哲学、文芸はこの偽りの学説体系からどんな利点を引き出しえたというのでしょうか。その体系のなかでは、以下のようなことが考え出されているのです。第1に盲目的宿命論が知的存在を生み出したとしていること、第2に正義はもっぱら慣習や社会的取決めに存しているが、慣習や取決め自体は正義なしで存在することができること、第3に人、その主たる属性は考えることにあるのですが、人は物質から組織編成された部分にすぎず、その物質は思考などしないこと、第4に機械仕掛けを創造し、宇宙の見事なメカニズムを発見できた存在〔神〕をたんなる機械の種類に追いやるべきとしていること。

心を干からびさせ精神を偏狭にすることだけでももっぱら適した、かような学説体系は人が考えている以上に野蛮に近いものであります。もしもそれが優勢になりえたとしたら、以下のような無知蒙昧な見解に諸国民を逆戻りさせられることになるでしょう。すなわち、そういう見解は第1に未開人のところでしか支配的ではなく、第2にわたしたちの本当の知識以前のものであり、第3に文明が進歩するにつれ気づかぬうちに掘り崩され、そして第4により知的な基礎ができてくると、もはや無知無学の大衆のものでしかなくなる、ということです。

じっさい、唯物論者や無神論者の人びとの語法は、彼らとその国語を彼らの学説体系に調和させるとして、結局どのようなものになるのでしょうか。唯物論者や無神論者である彼らは崇高さや美しさの感情を刻み込むあらゆる思想に関心がまったくなく、また想像に強く働き、魂をやさしく揺さぶるようなあらゆる思想に縁がないわけで、彼らの文学はいったいどう

いうものでありうるのでしょうか。

いたるところ偶然の賭け事しか見ないような人びとの下で、自然の研究にはいったいどのような価値があたえられるのでしょうか。わたしたちの住まう土地は、彼らにとって、闇と死の地帯に変わるのでしょうか。わたしたちの周囲に行き渡る圧倒的な秩序は、彼らの頭に話しかけることなく、彼らの目に物を言わせるようにするのでしょうか。この秩序のなかでは、原因などどうでもよく結果だけを認め、背景なんかよりも中央の図柄を見るのでしょうか。彼らは、あたかも空中にぼつんと浮遊する影のように、悲しい不安を抱えてさまようのでしょうか。語りかけることもなく、様相もはっきりとはしない自然は、彼らの呆然とした想像力では、ただ広大な沈黙の世界、そして混沌とした永遠の夜しか示さないのでしょうか。

デカルトやパスカルのような人たちは、彼らの探究の歩みにおいて、もっとも卓越した概念構想で支えられ道を照らし出されました。彼らは、彼ら自身の威厳と気高い運命を意識し、存在するあらゆるものの創始者にまで達したのです。有名なニュートンは、彼の天才の才能が天空を漂いながら、何千もの天体がわたしたちの頭上でおごそかに回転しているこの輝かしい歩みについて瞑想して、わたしたちに世界の驚嘆すべき体系を解き明かしてくれました。そのときニュートンは「第一存在」の気配と偉大さに満ちていました。

さいごに、唯物論者や無神論者の仮説においては、社会や政体はどのようになるのでしょうか。人間をただの物と格下げするような考えでは、市民を育成すると決心することがどうしてできるのでしょうか。人は考えると一人きりです、苦しむときも一人きり、死ぬときも一人きりです。

もし懲らしめ報いる神という重い観念がなければ、いったいどのようにしてこの深い孤独という、他人には危険極まりなく自分には常にとっても耐えがたい状況から抜け出せるのでしょうか。いったい誰が、なにが心の内にある神秘的な「自我」、それはすべてに浸透し、望むときには浸透しないこともできるような「自我」の強さに限界を定めることができるのでしょうか。立法者の権限は行為にかんしてだけであり、感情や思想についてのいかなる権限もありません。そしてわたしたちが話している唯物論者や無神論者の仮説において、行為そのものについての立法者の本当の力はどのようなものになりうるのでしょうか。たしかに良俗の必要性は感じている

でしょうが、道徳を信じてはいないでしょう。犯罪は法律によって処罰されましよう、しかし罪人はこの理論からすれば釈放となるでしょう。徳をすすめられるでしょうが、激情と原理、好みと義務とのあいだで選択する自由はあたえられないでしょう。制度を制定したところで絶えず〔唯物論や無神論の〕信念によって否定されましよう。より不幸でないように働くために、矛盾していなければならないのでしょう。なんと途方もない矛盾の山でしょう。なんとという次から次へと無秩序が湧いて出る泉なのでしょう。人類史上、なんとかつてない人間を痛めつけるひどい光景でしょう。

セギエ氏は、検察職務のあらゆる影響力を行使して〔唯物論や無神論の〕学説体系の勝手なふるまいを阻止しようとしたわけで、ゆえに哲学や文芸に大いに感謝されるにあたいしましたし、宗教にも、祖国にも、さらには人類にも貢献するところ大なるものがありました。

【実定的宗教の必要】それでもつぎのように言われるのでしょうか。すなわち、この司法官は著述家たち——健全な哲学がいつも表明できた自然と社会の真理を擁護するだけでなく、それを超え出て、寛容の精神を広めたことで、そして狂信や迷信と優位に闘ったことで恩のある——著述家たち、彼らを告発したのだ、と。

しかしこの著述家たちは、宗教の誤用〔狂信や迷信のこと〕を予防する目的で、宗教そのものの攻撃をあえてしようとしたわけでした、この害悪はすべてのなかで最大のもので、検察職の目にはいかなる良きことによっても埋め合わせられることができないものなのでした。

利害を調整するために実定法が必要なように、さまざまな意見の決着のためには実定的な宗教が必要なのです。その証拠になるのがキリスト教のもっとも早い時期に生じたことです。すなわち、寛容はまず宗教上の教義であったのが、その後、哲学上の原理になったのです。キリスト教こそ真の道徳を世界に通告し、その教義によって裁可し、その祭式によって民衆に浸透させたのです。この宗教〔キリスト教〕によって異教の作り話はおしまいになりました。光が闇を追い払うように、それは迷信深い教義を追い散らしました。それは周知の真実を理解不能な奥義で取り替えたりしませんでした。しかしそれはそれで奥義を説教し、わたしたちを教え導き慰めてくれ、疑念や不条理の代わりとなりました。疑念や不条理は魂の品位

を下げ、悩ませて、教え導きはしないのです。信者を育て上げるのは宗教であり、軽信を作り出すのはピュロン主義つまり懐疑主義であります。懐疑主義の時代は奇妙で不条理な体系に非常に富んだ時代でした。理性がわたしたちを見捨てて黙ってしまうとき、宗教はわたしたちを支え育ててくれるのです。人の天分が尽きるところで、宗教がはじまるのです。キリスト教が消え去ることになるような人民に災いあれ、です。キリスト教徒ではない諸国民に近づくとつれ、人は道徳、科学、芸術、文芸、哲学、そして文明そのものから遠ざかると言われもするのです。

そもそもセギエ氏が宗教を擁護しつつ国家を弁護していると考えたことを正当化する必要がありうるならば、わたしはあらゆる時代の経験と今世紀の経験とに則してこう言いたいものです。かつて国家そのものを揺るがす意思や計画なしに、国内の宗教を攻撃したことがあるでしょうか、と。さらにこうも言いたい、不信心と無政府状態で分断されたフランスをその腕のなかに受け入れた威厳ある解放者は、教会の祭壇を急いで立て直し国の第一の基礎を据えて強固なものにできなかったでしょうか、と。もし彼が彼のなした驚異的な手柄の評判と勝利の華々しさを誇っても、彼の力を使って地上に平和をもたらす、また法律の賢明さで天上と地上とを和解させるような仕事をしなかったとすれば、この比類なき君主はわたしたちの幸福そして君主自身の栄光のために十分なことをなしたと考えられるのだろうか、と。

【セギエ氏が生きた 18 世紀】セギエ氏が生きた時代は政治社会全般の事件があれこれとあって話題に欠くことはありませんでした。しかしこれらの出来事も、革命中の革命として絶対で並外れたもの〔フランス大革命〕を前にしては色あせて見え、今の人たちにとっては、いわば一種の昔話のようなものになりましょう。それでも、これらの事件が、世界のものごとの新しい流れを広めたあらゆる主要な大異変に直接間接にかかわっていることにまで考えが及ぶことは、本当に興味深いものがあります。

【イエズス会問題】ルイ 14 世時代に勃発し、そして時の政府によって不用意に国家の一大事であるかのように取り扱われました神学論争は、国民のさまざまなレヴェルでイエズス会への執念深い憎悪をかき立てていきました。つまりイエズス会がこの論争の発端で、とりわけイエズス会の敵ない

し競争相手〔具体的にはジャンセニストで、パルルマン法院内にそのシンパが多かった〕を亡きものにせんとこの論争を悪用したと非難されたのです。国内の諸パルルマン法院は、その策謀に苦しめられたと考えられる人々を法律の職権で支えようと介入していました。ところが、これが国王側の不興を買い、法院は一時、追放の憂き目を見ることになったのです。〔法院メンバーの〕ある者は赦すことができ、ある者はすくなくとも忘れていくでしょうが、法院団としては、利害関係の機関がそのときの恨みを準則として、いわば、記録することを正しいと信じているわけです。

他方、修道会は世論においてかつてと同じ好意をもちや享受しなくなりはじめました。以前は修道会のもつ特権だけで在俗聖職者の力を圧倒していたのですが、今度は在俗聖職者のほうがその権利と最高の威厳を包含するようになって、修道会を抑え込んだのです。さらに、啓蒙の知識はあらゆる階層の市民に広がるほどに進展し、一般精神の傾向は商業や産業のほうに向かい、日々の急速な変化が思想や習俗に起こってきまして、以上のことがらで修道会の力をひそかに弱らせていたのです。

このような状況下で、イエズス会の団体全部が解体されるきっかけとなったのが、あるイエズス会士の個人的事件でして、時代が別なら容易にもみ消されたような事件でした。それがラヴァレット神父の事件です。彼はフランス植民地〔マルティニック島〕に派遣されていたイエズス会布教団の長でした。〔彼が経営していた商社の〕破産はヨーロッパ中を驚愕させたスキャンダルでした。利害関係者たちは神父の所属していたイエズス会にも保証を求めました。このあまりにも有名な事件を議論するなかから、ローマに住まうイタリア人上司が勝手にフランス人の会社財産や社員を使えることがわかったのです。このようなことが可能となる修道会の規程は、わたしたちの法律や、そしてあらゆるきちんとした秩序ある政府の原理と相いれないと非難されました。

気の弱い国王〔事件当時のルイ15世〕は、イエズス会を好きではなかったのですが大目に見ようとし、しかしイエズス会の敵——王はイエズス会以上に好きではありませんでした——からは威圧され、主権者然と出ていくかわりに仲介業者のように乗り出したのです。国王はイエズス会士たち自身と交渉して会の規定についてなんらかの改革ができると考えていました。イエズス会士たちは気づいていなかったのですが、この件での君主の

やり方を決定していた同じ弱気な感情からして、この君主にイエズス会を守ろうとする力も意思もないと予見できると考え、イエズス会はすべて拒否でした。ですから、改革不能とされて刑を受け、王国全土の法院裁決によってイエズス会は〔1760年〕解散させられたのです。

【ローマ教皇庁と世俗権力との緊張関係】イエズス会解体を宣告したあとも、パルルマン法院はその復活の可能性について恐れていなかったわけではありません。巨人が倒されてもその大槌におびえたのです。そういうことから、ついぞ安心することなき監視の目が、追放された宗教の弁護のために事後的に現れたさまざまな護教論の作品へと向けられたのです。まさにその党派の著述家によって書かれた作品で、タイトルも『イエズス会士たちの公正な歴史』を非難しつつ、法院次長検事セギエ氏が、1765年に、彼以前に弁じていた司法官たちによって論じつくされたと思われもしえた事案にもどり、会の規程の性質と危険性についての新しい見方を展開したのです。すなわち、イエズス会の情熱は教会と国家とを支配することに執着しており、ローマ教皇庁への献身にもかかわらず、教皇庁自体にとっても、もう手に負えなくなってしまった、と。セギエ氏は、イエズス会がそもそも科学や文芸に貢献するところ大なるものがあつたことを認めつつ、その栄光で満足することにとどめておくくらいに十分な思慮分別がなかつたことを返す返すもとても残念に思うとも証言したのでした。

フランスにおけるイエズス会の廃止は、裁判所によって、司法の手続きを踏んで、そして政府・立法・公序という上位の意見にしたがって宣告されたのですが、それは〔国外の〕主権者たちの注意を引き、教会の事案における主権者たちの権利と権限の機密を教えることになりました。何人かの君主はこの件での重要な法律を公布いたしました。パルマ公フェルナンド〔彼はルイ15世の孫で、パルマ公在位は1765-1802年〕は以下のような法令を出しました。第1に〔宗教法人にとって有利な〕相続税非課税 *main-morte* のやり方を規制すること、第2に聖職者の免除特権に終止符を打つこと、第3にいくつかの修道院の管理運営を改革すること、第4に裁判権のいくつかの点をはっきりさせること、そして第5に祭礼の対外的な警察事項のある部分を改良すること、以上です⁹⁾。ローマ教皇庁が恐れも

9) ユベール・メティヴィエ『啓蒙時代——ルイ十五世の世紀——』安斎和雄訳、白水社（文庫クセジュ）1974年、167頁によるとイエズス会追放と異端審問所廃

していなかった君主によって出されたこの法令は、教皇庁の要求を呼び起こすこととなりました。そして18世紀において、時の教皇クレメンス13世は厳しい叱責の教皇書簡を發して〔1768年1月30日付け〕、パルマ公の法令を破棄し、合わせてなんぴとにも法令の施行を禁じ、反すれば破門に処するとしたのでした。

でもこの破門宣告にたいする復讐がなされるのを、パルマ公はカトリックのすべての君主に見いだすことができました。すなわち、クレメンス13世の教皇書簡はスペインで、ナポリで禁じられたのです。

フランスにおいて法院次長検事セギエ氏は、その熱意から警告されるまでもなく動き出し、主権の権利——その擁護については主権者たちと連帯しているわけですが——を侵害するような〔教皇庁の〕企てにたいして断固として立ち上がったのです。

このように王権が独立し、各国の法制がよそからの介入を受けずに自立していることは諸国に共通した法であります。教皇の名の下に君主の法律にたいして行使される破棄廃止の申立ては、ローマ教皇のなかに、国の独立を破壊し、国民とその国王元首を格下げするような普遍的で上位の権威を想定することになりましょう。

教皇側のじつにひどい企てを支えるために、教皇が君主に不信任をちらつかせて威嚇することは、企てをいっそうひどいものにします。といいますのも、教会の破門の剣によって国家の世俗裁判権への侵害を支持しようとする事、それは人間側の統治の安全を害し、その統治の本質を見誤ることであり、それは宗教を傷つけることであり、それは国家の世俗統治を人の子に委ねられた創造主が樹立されたもうた秩序を覆すことなのです。教会の先天的分野に属する靈的なものごとそのものにおいて、もっとも徳がありもっとも見識の高い教皇たちなら、宗教的利益に反する法律を出した君主に抗議せねばならないと考えたとき、建言と懇願を通じてのみおこなったものです。

国王たちを破門宣告から解き放ったもの、それは第1に国王の不可侵の主権 *majesté* であり、第2に天上の王たる神によって国王の額に刻まれた教会の保護者の称号であり、神はかたじけなくも御自ら聖書のなかで地上

止もおこなった。

の君主たちを神の同盟者と宣言してくださったわけです。そして第3に国の教会を危険に巻き込むおそれであり、第4に国の平和であり、第5に教会分裂の恐怖であります。多数を破門にすることを禁じているのは非常によく知られていることで、そうであればなおのこと、社会の長にも適用されなければなりません。その裁きを判定するのは宇宙の主権者たる神にのみ留保されてきたのです。

君主にたいしてできないことはその官吏にたいしてもできませんし、公民上ないし政治上の利益 *intérêts civils ou politiques* のため、その臣民の最下位の者にたいしてであろうともできません。そういう侮辱ないし加害行為は君主その人に降りかかることでもありましょう。

セギエ氏は、このまっとうな原理を力強く展開して、彼の祖先の家柄に恥じず（*2）¹⁰⁾、検察という重要な職務の遂行における名高き先輩たちすべてにあたいすることを示したのです。もしフランスが教皇至上権のくびきに屈しなかったとしたら、もしフランスが異端審問の危険な猛威を免れえたとしたら、もしフランスがもっとも困難な時代にあっても教皇たちによってその独立を認めさせることに成功していたとしたら、フランスはそのことにたいし偉大な司法官団に感謝することでしょう。彼らはいつの時代も忠誠心と勇気をもって、また博識をもって、わたしたちの特権と自由との神聖な保管所を守りきったのです。

わたしたちの昔の君主たちも司法官たちの支えと手助けを大いに重んじてきました。それは、君主たち自身、宗教への敬意はありながらも、暴力行為や教会分裂に身をゆだねようとするのではなく、力によってではなく知識によって司法官たちが偽りの神学体系を遠ざけることを君主たちが有用と考えていただけにそうだったのです。この教皇至上主義者に法律家と司法官を対置するやり方はわたしたちの国の準則を維持するのにより効果的だったことを白状しておかねばなりません。というのは、絶交が宣言され戦いの火ぶたが切って落とされると、だれも誤りを気づかなくなったからです。騒擾や動乱はいつでも何度も生じました。暴力行為は偏見を悪化

10) 原注（*2） バリ・パルルマン法院モルティエ帽部長評定官だった祖先のピエール・セギエ氏は1555年10月16日、アンリ2世へ、フランスにおける異端審問所設立に反対する法院の建言書を提出していました。彼の王への建言は、丁寧な大胆さに満ちたもので、この進め方が功を奏したのです。*Histoire de France, par Garnier, continuateur de Velly, in 12, tom.27, pag.54.*

させるだけでした。しかし差異を別の差別に、原理を詭弁に、しっかりした推論をまちがって適用されたテキストに、このように対置する術を使えるようになったとき、また健全な批判のものさしを使って偽造の文書と本物とを区別し、宗教を初期の神聖でおごそかな素朴さに連れもどせるようになったとき、人はもはや破門とか不信任の企てとかを恐れる必要はなくなったのです。といいますのも、よりよく了解された宗教ならそれ自体が破門を取消したからです。攻撃や悪用は次第に頻繁ではなくなりました。科学が野望をやわらげました。政府はよりしっかりとしてきました、人びとはより知識を深めてより穏やかになりました。

【パルルマン法院の果たした重要な役割】わたしたちが言及しております事件のなかでセギエ氏を称賛しておりますが、それは司法官団の一般的歴史、そして国家の歴史そのものにも混ざりあうことになります。

パルルマン法院は主権者と人びととのあいだに置かれた機関です。それは法律の確認審査と保管をするものでした。それは有用になる術を心得ていましたので、次第に強力な機関になってゆきました。長期にわたるこの昔からの団体の歴史において、その業務と仕事で輝かしい時期とは以下のようなものです。第1にフランスの文民政府を組織編成し、軍事政府の悪弊を遮断する有用な障壁を対置した時代、第2に司法領域において領主の横暴な裁判権を打ち倒し、司法権を立て直して国王裁判権の手続きを改善した時代、第3に開明された判例を積み上げ、封建制の野蛮な準則を掘り崩して真の君主政体により適合した準則にとって替えた時代、さいごに第4に恐るべき狂信と迷信の災いからわたしたちを守り優位にするのに成功した時代、以上です。

君主が未成年のときはいつもパルルマン法院に有利でした。たとえばルイ15世即位直後の摂政時代〔1715～1723年〕以降、パルルマン法院の要求は増大したのです。最近もイエズス会の重大案件でその力を試してみただけでした。パルルマン法院の司法官たちには新しい思想や理論が流布して気をそそられることもありました。その新思想、新理論というのが先のイングランド革命によって世界に投げ入れられたものでして、中身は第1に公権力の分割、第2に公権力の歯止め、バランス、均衡、第3に制限君主制の憲法、そして第4に混合政体ないし代議政体の憲法です。そうしてもっとも峻厳な司法官からもっとも好意的な司法官までが彼らの権限

の範囲を拡大し、その性質を変えようという野心と期待にうっとりとし身を委ねたのです。

【法院の分枝の理論】 新しくはないのですが、ずっと前から言われていたのが、わたしたちの昔の君主たちがもつ最高の正義・司法はひとつなのであって、たださまざまな管轄地域に分かれているとする理論です。この頭のかなかでの思想にすぎなかったものが政治的原理に形を変えました。パルルマン法院が主張するには、諸パルルマン法院は全体で唯一の法院を形成しており、それがいくつかの分枝に分かれているとし、そして法院がおこなう法律の審査〔革命前の法令は法院への登録によって効力を発した〕は人民の受諾を押し測っておこなう立法の仕上げであるというのでした。この考えは壮大なものでした。ひょっとしたら壮大すぎたと言えるのかもしれませんが。といいますのも、このような考えは、パルルマン法院の起源がまったく国王の機関としてはじまったこと、そしてその機関が共同での審議も意思決定も含んでいなかったことともうまくかみ合わないのです。じっさい〔革命時点で十数個になった〕諸パルルマン法院は、第1に順に設立されていく時代によって、第2に管轄地域も離れていることによって、さらに第3に、司法行政のために設置されたそれぞれの地方の慣習、特権、利害も対立することによって、まったく別個の異なる団体がパルルマン法院に構成されていたのでした。

その新しい学説〔分枝理論〕は法律家や学者の目には巧みな夢物語にすぎないものでした。宮廷側はそこに抵抗と反逆の合わさった体系を嗅ぎ取りました。残念ながら、その後の経験は宮廷の不安が当たったように思われました。

【商業・通商の時代】 わたしたちが到達した時代がどういうものか知らなくてはなりません。ヨーロッパでは、動産財産のほうが商業・通商の急速な発展によって毎日増大して、国の力を移動させ、国の政治の新たな指針をあたえるようになってからこのかた、すべてが知らないうちに正面から変わってきたのです。この自由にできる富の必要が主権者たちとお偉方たちを、営利業に従事する普通の市民と親しくさせることになったのです。権力者は金持ちと和解するの必要を感じたというわけです。

商業・通商は主要な動産財産のみなもとで、新たな飛躍を遂げました。卸売商人はかつてのような地味な個人営業ではもはやなくなりました。彼

らはいたるところに展開するようになりました。それ以降、この職層の人びとのおこなう売買取引は政府や行政の諸問題と結びつくようになりました。彼らは絶えず行政や政府のやり方に目を見開いていました。商業・通商は自由で平等な人びとの職業です。それはあらゆる不自由には反対します。その影響の基礎は、人がいたるところ容易に流通させ、いわば、見えないようにもしうるような一種の富であります。商売人・通商業者は彼らの独立と力の壮大な考えをもっています。政府官庁は絶えず彼らに気を使っていましたが、まれにしか満足させることに成功しませんでした。

他方、公債の制度が誕生し、そこから多くの疑い深い不安な市民が出てきました。彼らは自分の個人財産を国家資産に結びつけることになり、そのことで、国家を支配する人たちのおこなうあらゆる取引にたいする生まれながらの監督者になったのです。彼らは税制のプランあるいは改革の計画を提案することに自分の時間を使いました。彼らはいつでも警報を受け取り、あるいは発する準備ができていました。

【国王政府にたいする法院のフロンド化】行政や経済のことがらに従事することが〔かつてであれば貴族の身分にふさわしくないとされていたのが今や〕上品であるというようにもなりました。議論と監査の精神が、社交 *société* の精神——これがフランスを他のあらゆる国にもまして際立たせていましたが——と合流することで驚きの効果をもちました。著述家たちは異なるセクトに分かれ、多くが反抗のフロンド精神を満足させるために批判文書のつぶて〔フロンドとは投石の意〕を放ったのです。公的な事案を統御することはいつも、より難しくなりました。困難と窮状を増大させていたもの、それは気の弱い君主のもとで、また腐敗墮落した宮廷のなかで、人びとも良き行政を切望しているというより、気晴らしの浪費と享楽のほうに汲々としていたことです。

このような事態の成り行きで、パルルマン法院にはより頻繁な抵抗の機会が出てきました。法院は世論と呼ばれていたものによってしばしば煽られたのですが、逆に世論を焚き付けもしました。法院の建言もくりかえし出されました。一般に広く人気が出るように、建言は印刷手段によって広められ、君主の評判を落として暗い顔にするような特徴を宣伝しました。このようなきりのない紙面での抗議は終わりにしたいと思ったのでしょうか。司法官たちは集団辞職を申し出たり、あるいは職務遂行の停止という

戦術を用いたりもしました。君主はときに弱さから譲歩し、あるいは分別なく打ちのめすこともありました。法院の抵抗は、成功すれば励まされ、王の寵を失えば面目躍如になると考えたのです。

最高法院団体が建言や仕事の遅滞で旧君主制に抵抗したにしても、それが果たしたまことの奉仕を正しく評価しないのはとんでもないこととわたしは考えます。法院団は廷臣の悪習を阻止するために有用な障壁をなしましたが、また君主の気前良さと高潔な行為を妨げることもしばしばでした。しかし司法官はあまりにも忘れすぎていたように思われるのですが、彼が君主のそばに置かれたのは良心の宗教的務めをおこなうためであって、君主の頭越しに君主の権威をふるうためではなかったはずです。

【ブルターニュ事件からモプーの改革クーデタへ】そうこうしているうち、ブルターニュ地方で王権と法院とが対立する大事件が勃発します。すべてのパルルマン法院がこの反乱に積極的に参入します。個別の憎悪ないし復讐心が公的事案になりました。王権と最高法院団のあいだの非常に長いそして非常に激しい戦いのあと、君主ルイ 15 世は 1770 年 12 月 7 日、〔法院の抵抗を挫く王権側の切り札で「親裁座」と訳される〕リ・ド・ジュスティスを開き、法院団にその設立当初の原理に立ち返ることを促したのです。君主は、これらの原理に反する見解を禁じる勅令を公布させました。

このときの厳粛法廷において、セギエ氏は法院次長検事としての演説で、主権者の権利を損なうことなく法院団の名誉を弁護しつつ、以下のような主張を繰り広げました。第 1 にパルルマン法院は決して王権に帰せられる敬意と従順から遠ざかるようなものではないこと、第 2 に法院が書面であれ口頭であれ建言をくり返し出したとすれば、それはこの権威そのもの、その範囲がいかなるものであれ、その権威が善良さによって緩和されたいからということ、付け加えて第 3 に国王は地上での神の生ける似姿であること、第 4 に神は懇願の祈りをうるさがるように思われる恐れはないこと、以上である。こうして結論として、今回の法律が王国のすべての最高法院にとって途方もない不名誉になるであろうことから、法律の撤回を求めていたわけです。

しかしさらに厳しい試練がこの司法官を待っていました。法律の撤回はかきませんでした。パリのパルルマン法院は、この勅令の前文で攻撃はされましたが怖気づいてしまうことなく、裁判業務の停止を決行しました。

王権の側は、その進行において不安定状態があまりにも長期間すぎたため、追いつめられたのです。進行を毒する腐敗と陰謀は権力の最悪な同伴者です。この場合にすべき断固たる決心ができていませんでした。そして究極の決定にいたったのです。王権側は司法官団を指揮することも制止することもできなかつたので、もう解体するしかないと考えたわけです。【モプーの改革のクーデタ】突然、フランス第一の最高法院の司法官たちは追放されて各地に散り散りとなり、監獄あるいは首都から遠く離れたところに流刑とされます。この司法官たちの入れ替えを準備実行するために、1771年4月13日、君主は新たなリ・ド・ジュスティスを開きます。

セギエ氏は、その穏やかな考えで知られていたことにより、一斉追放のリストには含まれていませんでした。彼が受けた命令は、リ・ド・ジュスティスの場においてその重要な職務を果たすべしということでした。この司法官にとって、なんとという瞬間でしょう。第1に司法官団の敵たちのなかにただひとりいて、第2に長い司法官のキャリアのあいだ、とても見事に仕事と高潔な行為とを共にしてきた尊敬すべきかつてのすべての同僚から孤立して、第3に新たな司法官団を構成するために急遽拔擢されたことに面食らっている見知らぬ人たちに取り巻かれて、第4に玉座の下、その君主ルイ15世は多くの幻術で惑わされ、そして多くの陰謀で気難しくなっているのですが、その目の前に控えていて、以上のような状況のなか、いったいどのような演説を聞かせることができるのでしょうか。またこの新法院となった聖域で、いったい誰に向かって声をあげるのでしょうか。

もはやいなくなってしまった、かつての司法官たちに向かって語るのでしょうか。それとも、まだ全員そろってはいない新任の司法官たちに合流するのでしょうか。セギエ氏の法院団を打ちのめした怒りの雷は他のすべての法院団にも及びました。これほどの荒れ模様のなかにあっても、義務感が他のすべてに勝って、名誉のほうが恐怖よりも大きな声で語るべきと考えたのです。恐怖はこの会合の真ん中に投げ込まれた司法官の魂にもあり、視線の行き場は主の怒りと権力の圧倒的装置だけでした。

セギエ氏の弁論は通常の考察を超え出るものでした。彼は国民全体の代弁者となったのです。かつての同僚たちのまちがいや行き過ぎを共有することはありませんでしたが、彼らの不遇を共有する危険を恐れはしません

でした。旧法院の職を奪われ、新法院の職の申し出を断り、彼はいわば、移行期間だけの特別な司法官職を自分自身にあてがったのです。その称号を見つけ出せたのは彼の忠誠心と勇氣あったればこそでした。彼は君主の権威に立ち向かうことなく、君主の心に向けて訴えました。君主の厳しさをやわらげるため憐みの情をとらえようとしました。法院のなかにあつて君主のために働くふりをしつつ、じつは君主に反対の廷臣たちのためにのみ働く腹黒い連中をセギエ氏は非難しました。彼は、疲弊した君主制において国のあらゆる機関の安定性を脅かし、その機関が保証している君主の安全を損なうひとつの出来事がもたらしえた恐ろしい結末を説明しました。といいますのも、そのときまで国王のふるまいと民衆の敬意からして、玉座そのものと同様揺るぎないものとされてきた機関が破壊されることで、玉座もぐらつくことになったからです。

かくしてこの忘れがたい出来事で一司法官の使命は終わりました。彼は危険があるからといって義務との秤にかけられるようなことは決してしませんでした。彼は辞任して引退してまでも、彼が言明したばかりの崇高な真実に捧げました。そして彼はいつも彼の祖国・君主・名誉に忠実であり続けることができました。

【旧パルルマン法院の復帰】大急ぎできちんと選ぶことなしに作られた新法院は、決して世論にしっかりと根づくことはありませんでした。1774年、ルイ15世は亡くなりました。新しい治世というものはいつも、迫害された者や不満分子の期待をかき立てます。追放されていた旧法院の司法官たちの期待は裏切られませんでした。たしかに旧法院の解体は悲惨な結果を生みました。しかしそれを復活する政策はおそらく拙劣なものでした。この施策を実施することで、先の君主〔ルイ15世〕の声を聞いていた人たちを犠牲にすることになりました。そしてあらゆる市民の目には、権威に献身しているほうが抵抗しているよりも危うい結果になるとされたのです。君主制はその原則 *principe* において攻撃されたのです。しかももっと悪いことには、君主制が君主その人〔ルイ15世没後に即位したルイ16世〕によってそうなされたことなのです。

旧パリ・パルルマン法院司法官たちの以前の職への呼び戻しは、1774年11月12日に開かれたリ・ド・ジュスティスでなされました。法院次長検事のセギエ氏が玉座の足元で民衆の歓呼と司法官団の感謝を受けたの

は、最悪の日々のあいだみずから進んで科した名誉ある引退から公の場に出てきたときでした。彼は、新法がどれも嵐のように吹き荒れた茫然自失となる恐怖の時代と、新法がどれも恩恵の予兆を示して日々が穏やかに輝きはじめる時代とを比較しました。彼は、苦しい時期でも恩赦の情けない外観をもつようないかなるものも断り退けていた同僚たちのデリケートな心情を損なうことなく、君主の注意を呼びさまし刻み込むこませる術を知っていました。彼は、パルルマン法院の復職を、君主の側からすれば君主の正義の厳かな行使であると同時に君主のやさしさのまばゆいほどの行為であるかのように示す考えをもっていたのです。

法院の再興に続く第一回法廷の開廷にさいして、セギエ氏は「栄光への愛」についての演説をおこないました。それは有名さへの愛とは大きく異なります。有名になること、それだけなら犯罪を犯すことによっても獲得できますが、栄光は徳を飾るものだからです。この演説において、セギエ氏は、前夜まで非常に強力な何人かの人間が〔モプー側の〕策謀によって玉座のきざはしにすわることを許されて、その地位に居座るために祖国の法律を足蹴にし、主要な制度を転覆し、この世界の惨事に平和の名をあたえんとまでした、以上のような急激な移り変わりを鮮明に活写しました。それからセギエ氏は、軍務の輝かしい職に真の栄光があるのと同じように、崇高な法律職にも真の栄光があることを証明しました。司法官団の再生のようなこのときにあって、不幸な過去を経験してきた司法官を慰め、彼らの熱意と重要な仕事に提供された新しいキャリアでの骨の折れる努力を励ますために、話題は慎重に選ばれていました。

【テュルゴー（1727-1781）の改革】先のルイ15世の晩年に、経済と行政の主要問題についてなされていた議論が実らせた成果は、真実はすくなく大多数は学説体系といったところでした。新しい国王ルイ16世は、先王時代の悪弊にたいして止むことなく爆発し続ける不平不満を浴びせられて、変化と改革を断行する気になりました。王が財政のトップに据えた大臣〔テュルゴー〕は、その方針においてそれほど絶対的ではなく、その進め方においてそれほどせっかちでもないにしても、成功を願い、作業の進め方も確実でした。この大臣の考えは自由主義的なもので、彼の見解には深い洞察力がありました。ただ、行政において重大な懸念事項だったのは、彼がおそらく物事によって人を判断しすぎていて、人によって物事を十分

判断していない点でした。

彼は行政と経済との準則およびプランを、すくなくとも部分的ながら、急いで表明しました。彼は穀物取引の自由を布告させ、ついで、ぶどう酒の主要都市および多くの領主の土地における取引の妨げとなっている排他的特権からの解放も決定しました。さらに道路賦役の廃止、宣誓同業組合の廃止に着手しました。これらの主要な目標についてのいくつかの法令が、パリ・パルルマン法院に送られますが、法院はその登録を拒みました。一般の公衆はこれらの法令を好意的に見て歓迎していました。世論に後押しされた君主は自分の権力のすべてを、なんの心配もなく、誇示できると考えました。こうして1776年3月12日にリ・ド・ジュスティスが開かれたのです。

このリ・ド・ジュスティスにおいて、法院次長検事セギエ氏は新しい経済理論が経験に反していることで不安を覚えていて、法院の抵抗を根拠づける理由を、司法官としての勇気と行政官としての思慮分別をもって詳しく説明しました。

【テュルゴーの改革にたいするセギエ氏の弁論その1：穀物取引の自由】 穀物取引の自由にかんする法律の議論で、セギエ氏は、首都のパリおよび国全体の穀物供給をこれまで保証していた諸規程によって法律改正を継続しなければ、この自由はどれだけ有害になりうるかを警告しました。

じっさい、取引業者の自由と取引の自由とを混同しないようにしましょう。とくに商業の利益を国の利益から分けないようにしましょう。そのとき、わたしたちがしぶしぶ耐え忍んでいるような規程や足枷が、じつは、強欲な不正投機や個別の詐欺行為にたいして一般利益を守る健全なものであるのです。ですから、わたしたちは公共の幸福のくびきをおとなしく身につけることを学びましょう。

たしかに支配が過ぎると支配しそこねることでしょうが、最悪の支配とは先見の明を欠き、もっぱら私利私欲に根拠を置き、国の安全と平穩に本質的に結びついた事柄に必要を感じる気がかりのことです。

【テュルゴーの改革にたいするセギエ氏の弁論その2：道路賦役の廃止】 つぎにセギエ氏は道路賦役の廃止にかかる法律の検討に移ります。セギエ氏は、この措置が正義によって命じられたものであり、ずいぶん以前から思いやりによって懇願されてきたものであるとして、全面的に賛同します。

ただひとつ、セギエ氏によって難点として挙げられているのは、道路賦役の人的役務を不動産財産に課される金納に替える法律規定だけです。彼は、課税の制度が、ある階層の市民にのみ負担され、その設立が全部の利害にかかわる事柄についてだと、自然の衡平さに反すると考えたのです。【テュルゴの改革にたいするセギエ氏の弁論その3：宣誓同業組合の廃止】セギエ氏は、わが国の商業の主要部門を困らせていた排他的特権を擁護するのに検察の職務を行使することのないように気をつけていました。これらの特権は産業をだめにします。正義を傷つけます。自然の贈り物を世界中に向ける自然の意図に反します。しかしそれでもセギエ氏は宣誓同業組合を維持すべきだと考えていました。

宣誓同業組合はさまざまな職業が分化増大し、そこからもたらされる利益が享受されはじめるにつれて、生まれました。そのきっかけは検査監督そして一般的な警察の役割も果たす機関であり、財政的なやり繰りというより、裁量による特権の認可のためのものでした。法律はひとつのてこで、それが副次的で慎重に配分された力の助けがなければ、それが動かすべき全体に釣り合うことはやめとなりましょう。したがって、さまざまな職業の人びとを小集団 *petites sociétés* に分割しようと思われたのです。この小集団のそれぞれに個別の規律が定められて、一種の私的司法官職もでき、彼らの直接的かつ継続的な監督が一般集団 *société générale* の保証になりました。宣誓同業組合は秩序の大原則で統治の最良の手段となったのです。

もし国家が、広大な土地にばらばらに散らばった個人の漠とした、形も定かではない集合でしかないなら、国家は組織されていないことになるでしょう。もし人びとをもっとも容易に指揮し導くようにしたいのなら、人びとをクラスに分ける必要があります。

それぞれの宣誓同業組合は構成員にとって小さな祖国であり、それが大きな祖国へと諸同業組合を結びつけて従わせたのです。宣誓同業組合の各メンバーは、いわば、その手の届くところに一般公衆を有していて、みなその信頼を勝ち取りたいと野心を燃やし、その判断を恐れていたのです。つまり、同輩者の監督下にあったということです。困ったときには援助を受け、もし善行あるいは悪行に身をさらせば、お褒めも叱責も下されたのでした。宣誓同業組合はすばらしい制度組織でありました。ただ財政状態がその規程をゆがめることなく、またその目的が新しい「納税者」を見つ

けるのではなくて良き市民を育成するかぎり、ではあります。そうすれば才能ある人材が不当な徴収で押さえつけられることもなく、共同の集まりという幸運なつながりのなかで非常に強力な励ましを見いだしたわけです。したがって、宣誓同業組合を大事にし、その悪弊部分のみ改革することが賢明だったのです。

【テュルゴーの失脚】これがセギエ氏検察側の異論だったのですが、結局、リ・ド・ジュスティスの結果、慣例により、提案された法律は強制的に登録されました。ところがまもなく、この同じ法律が撤回ないし修正され、大臣テュルゴーは見捨てられてしまいました〔1776年5月〕。この王権側の展開は祖国を愛するすべての人びとを落胆させました。これでは理性に抵抗したあと、結局は策謀にのみ譲歩しているように見えたからです。

このときすでに、気休めですが元気をあたえる将来構想は遠ざかるように思われました。長期にわたる先のルイ15世時代に、事態は急速に悪い方向へ転げ落ちていっていたのです。努力を重ねることではか事態の好転は望めませんでした。しかしこのような努力、それを時の政府——定まったなんの原則も知らせず、方針決定においても変わりやすい——にどのように期待できたというのでしょうか。

つぎの御代もすぐ、方針の決定でも大臣の選任と異動でも変わりやすいものでした。国王政府は、ちょっとしたことですぐに意見が変わり、あたかも嵐の荒れ狂う海のなかを揺れ動く船のようだったのです。そこに変わらぬものがあるとすれば、万物の止むことのない永遠の変化だけでした。

それでも、改良改革の精神が君主個人の意図と性格のなかにあって、またその精神が国民のなかではいつもますます優勢になったものですから、新大臣はみななにか新しいプランを示そうと躍起になっていたのです。こうしてテュルゴーが最初の基礎を築いた地方行政が制度化されました。しかしその機構組織は君主制の精神、ましてや君主その人の関心には合わなかったのです。すなわち、その機構制度は言ってみれば、不満をもつ寵臣や貴族が、宮廷で君主の寵を失ったことの慰めとして地方に来て民衆の好意を願い獲得することができるようにしたものでした。国家の出費を経済的に節約するとすれば、王位の威厳と君主の安全そのものを保つために設けられた支出にしか節約の適用はなされません。といいますのも、廷臣たちの不品行なおこない、わずらわしい要求、度を過ぎた欲望などに不透明

なやり方で供される出費に切り込む勇氣はなかったからです。そこでどうなったのでしょうか。改革は悪弊を止めさせることなく、それ自体が危険になったのです。財政はますます悪化しつづけ、そしてそれは良俗の低下を早めたのです。

【ポルタリスによる時代診断】政府を取り巻く状況はすべて、進むべき道を迷わせ、政府の足元で困惑、困難、不確実さを増加させることにしかなかったのです。国家の第一第二身分は彼らの特権にしがみついたまま、もはや原理原則を保持してはいなかったのです。軍隊精神は長い平和の穏やかさのなかで日々消えかかっていたましたが、それを支え生き返らせるのに有効な手立てを打つことはなにもありませんでした。まるでサン＝ピエール師（1658-1743）の恒久世界平和設立の夢が実現するほどにわたしたち人類が十分な理性をそなえるようになったと本気で考えさえしていたのです。パルルマン法院はもはや不滅のものに見なされてはいませんでした。たしかにかつての職に復帰していましたが、かつてほどの影響力はありませんでした。形は無傷でしたが、魂はもうなかったのです。

国民の団体 *corps de la nation* を見ると、産業が盛んでしたが、懸念材料もまだ大きいものがありました。さまざまな階層の市民はおたがい永続的に動き、また反応もしていました。教育、知識そして富は人びとを近づけ、ただ情けない区別の意識は人びとを離れさせつづけました。一般精神は平等に向かい、好みをもうすぐもうすぐと我慢していたのです。時代は諸科学を作り直したばかりでしたから、今度は社会を再興しようというわけだったのです。

【有力者たちエリートの二枚舌】このような状況のなか、大貴族や要職にある有力者たちは仕事でのことばとは別のことばを同好の士の集まりなどではしゃべっていました。彼らは改革を唱える一方、仕事では悪弊を維持しようとして働きかけました。サロンでは今人気の意見をひけらかし、執務の会議ではそうではない主張を表明していました。彼らは首尾一貫せず矛盾だらけの生活を送っていたように思います。

【セギエ氏の警告】こういう事態の全体状況を観察眼の鋭い司法官が見落とすことはありえませんでした。こうしてセギエ氏は、1785年10月23日の「世紀の精神」という開廷演説において、将来にかんする彼の心配と警告とを詳しく説明しました。彼は国の没落を予告するような諸原因を見

定め、彼の周囲で起こっているすべてに不安げなまなざしを向け、勇気をふるって法務大臣たち *ministres des lois* に、来たる革命のいやな前兆、悪い先駆けについての考え違いをしていることがありうるのかを問いただし、ためになる恐れを混じった毅然とした態度で尋ねたのです。

困難な時代になればなるほど、セギエ氏は警戒怠りない見張り番としていっそう熱心に配慮したのです。

かくして先の君主制の末期に嘆かわしい習俗の状態によって増加した破産のスキャンダルの折に、この司法官が商取引をもう一度実直さのなかにもどすために破産の公的処理に向かわせようとするのが見られたのです。商人の職業というものは偶然と危険の要素が散りばめられています。もし事態が危機に瀕して、そこに人間の不正な行為が加わることになれば、すべて失われることになります。信頼によってのみ繁栄可能な職業において重要なことは、個々の信用が公的信用の力すべてになるということです。

もうひとつ知られていることは、彼がどんな憤りでもって「賭け事へのすさまじい熱狂」に反対して立ち上がったかということです。賭け事は日々新たに進歩していて、新たに破産を生み出していました。彼は全面的に阻止不可能な害悪については、すくなくとも行き過ぎ部分を止めるために有効な方策を示していました。もし大目に見なければならぬ害悪ならば、見逃されているからといって威張らせることなく、不名誉だと貶めるべきだということです。残念ながら、司法官のこの慎重さは習俗の急流に抗して優勢に闘うことはできませんでした。腐敗墮落は有力な人物から普通の市民に下降していきます。宮廷の習俗が都市の習俗になるのです。そのときどのように規則で押さえつけるべきなのでしょう、権威があり大評判の成功例でそそのかされた害悪を、です。

【1787年のパルルマン法院追放から大列侯法院設立そして全国三部会召集へ】セギエ氏は、その輝かしい経歴で二度目の、職を力づくで取り上げられる瞬間が来ました。

常に膨れ上がる財政赤字の混乱は、一種、政府の機能不全で悪化させられて、王権と司法官団とのあいだの新たな衝突を引き起こしました。パルルマン法院は、事態が推移する秩序のなかにも支えを見つかるのをあきらめ、国民に向けて訴えるようになりました。その権利を援用しながら、その承

認にかかわることを当てにしました。法院は財政関連法を審査するという、あまりにも危険すぎる任務は公然と放棄しました。そして租税を裁可するのは法院の権限を越えていて、同意できるのは人民だけであると宣言しました。

この厳かな宣言は、今にも難破しそうな危機のなかでの警報であったのです。

宮廷の側は自分を脅かす危険を察知していましたが、それをどうやって、未然に防げばいいのかわかっていませんでした。ただがむしゃらなだけの無能な政府は突然すべての最高法院を職務停止にし、この大司法官団の廃墟の上にその残りかすを集めて、〔中世フランスにあった〕一種の「大列侯法院」を作ろうとしました。しかしそれは、どう考えても人民を代表できていませんでしたし、そしてその存在は、人民自身にとってと同じくらい君主にとっても危険でありえたのです。これらの変転は拙速でもあり、また十分に考えられておらず、玉座と国家とを強化するにはほど遠く、ただ大きな変化が国制には必要であるとの一般に広まっていた考えを正当化するのに寄与しただけでした。

全身分が新法に反対の声をあげ、そして一致した声で全国三部会の召集を求めたのでした。国民自身の利害と玉座の利害を注視することができるのは国民より以上にはいないというわけです。

君主ルイ 16 世はこの爆発的な請願に屈し、パルルマン法院は呼び戻され、そして全国三部会の召集が厳かに発表されました。

一般公衆の期待は息を吹き返したようになりました。法院次長検事セギエ氏は、このときに君主の第一の受託者であり、第一の代弁者になることをことのほか喜んでいました。彼は玉座の足元で全国民の感謝の慰めとなることばを表わしにきました。彼は一方で全身分を立ち上がらせたひどい結果に終わった法律と、他方で君主が国民と寛大に打ち解けて身を委ね、王位の名誉と安全をあたかも国民自身の幸福であるかのように、国民にまかせる最新の法律と、この二つを比較しました。

同じ時期、セギエ氏は開廷演説で「司法官団の安定性」を取り上げ、そのなかで何世紀もの時代を閲し、何度揺らされても持ちこたえ、そして何人もの敵に打ち勝ってきた、いわば、永遠の大官僚団 *grands corps* について演説したのです。

しかしこの司法官は、国のあちこちで勃発した熱狂に煽られてしまって、パルマン法院の運命が君主制の運命と結びついていることに気がつかず、その君主制は崩壊してしまいました。すでに、司法官団の存在は政治的自由の樹立と有益な改革すべてにたいする障害になっていると公然と非難されました。司法官たちが準則と呼ぶものは、一般大衆には偏見のかたまりの誤謬と言われ、規則と彼らが呼ぶのは悪習なのでした。とくに懸念されたのは彼ら守旧派の精神、保守精神でした。つまり、この精神によれば、第1に新しいのは危険だとはねつけられ、第2に有益な修正もときどき延ばし延ばしにされ、第3に保守精神が推奨されるのはそれがなす善よりもそれが防止する悪によってであり、そして第4に保守精神も全面的に司法官たちを無軌道なままに放置することは決してなかったということです。

【三人の車刑囚事件】パルマン法院に向けられた攻撃のなかで『三人の車刑囚のための訴訟趣意書』というタイトルで知られる文書が目立っていました¹¹⁾。この訴訟趣意書の著者〔ボルドー法院司法官のデュパティ〕は、刑事事件における裁判所の判例にたいして異議を強く唱えていました。これにたいして法院次長検事のセギエ氏は、司法官団の名誉を擁護し、法律の英知を尊重させるべきだと考えました。彼は刑罰の性質と犯罪の審理にかんする革命前の法体系を詳しく説明し、徹底的に議論しました。この司法官は人の権利をないがしろにしていると嫌疑をかけられることが我慢ならなかったのです。周知のことながら、ラリー將軍の有名な事件において、彼は勇気をふるって、この興味深い被告人——その不幸の訴追によってあまりに著名になりすぎ、その前は数々の戦闘での勇敢さ、軍歴、高潔さでそうだった——この被告人を免訴すべきとの意見を述べたのでした。そして検察の審議において、その後提出されたあらゆる理由を親への孝行の愛情で力いっぱい、感情をこめて、雄弁に展開したのでした（*3）¹²⁾。

11) カラス事件などで冤罪事件にコミットしたヴォルテール亡き後の1780年代に、啓蒙思想家たちだけでなく宮廷も巻き込んだの広範囲な世間の耳目を集めたこの事件については前掲拙著『18世紀フランスの法と正義』183頁以下を参照。

12) 原注（*3）ラリー將軍死後の名誉回復の訴えはその息子によって〔法院判決にたいする破棄申立てを審理する〕国王国務会議や〔国務会議の破棄判決後に移送された〕諸最高法院でなされました〔当時の破棄申立て制度では移送後の法院が国務会議の破棄判決に従わないことが可能だったので、再度の破棄申立てもなされた〕。息子のラリー氏はその後フランスきっての雄弁家に数えられ、まさに

【1789年の全国三部会】全国三部会が首都〔ここではヴェルサイユ〕すなわち、あらゆるパッションの中心にしてあらゆる利害と策謀の渦巻く中心である首都に召集されたのは、いたるところで感情の高まりが見られるときでした。この〔174年ぶりの〕大きなイヴェントが、もしより慎重な思慮分別をもって指揮されていたのなら、先の君主制にとってそれほど取り返しつかないものにはなっていなかった可能性もあったでしょう。あるいは言い換えると、もし全国三部会の場に、自然と尊敬しないではおれないようなたぐいまれな人がいて、いわば嵐の向かい風のなかのキャプテンがいて、そして通常道から大きく外れてしまった人たちがかつてないほど調整とガイド役を必要としている動乱の危機にあつてとても頼りがいのある人がいたのなら、この出来事も乗り切ることができたでしょう。しかし政府の弱体ぶりが状況によって、方針も予測もなく、ただ引きずられるままになったのです。まるで偶然のみが政治の任を果たしていると言われもしたようにです。

【フランス革命の勃発】ここまでのフランスの歴史がわたしたちに示してきた図柄は、たくさんの革命なき内輪の争い *guerre civile sans révolution* でした。ところが突如、もっとも絶対的な革命が内輪の争いなしに勃発したのです。結局のところ、この革命によって倒された既成秩序や法律はもう世論や習俗に根を張ってはいなかったのです。政府の運命は、人の運命と同じように、生まれ、強くなり、衰え、息絶えるということです。

司法官団は玉座が揺らぐとき崩れ落ちます。身分の最下層にいるどん底の連中の心を巧みに操るアジテーターたちがおります。彼らは、公的エスタブリッシュメント、つまり何らかの影響力を保持しているとの嫌疑をかけられた人間すべてにたいして、下層民に反乱を呼びさめますのです。セギエ氏は、その知名度からして、そのような危険にさらされるのを避けるためトゥルネー、そこは〔クローヴィスが生まれた〕フランス君主制揺籃の地でしたが、そこに引きこもり、そしてその地で1792年1月26日に亡くなりました。

【おわりに】法院次長検事という尊敬すべき重要な官職は彼の父祖のひとりの頭の上で創設され、そして彼のところで滅び去ってしまったのです。

キケロの「正しき弁舌を知る者」の定義にとくにふさわしい人物となりました。

祖国に向けられたセギエ氏の晩年の視線は、当時祖国を引き裂いた不幸のことでいっぱいでした。そしてその恐ろしいイメージが墓の闇のなかまで彼につきまとったのです。この司法官の思い出は、文芸、正義そして法律を愛する人たちにとって永遠に大切でありつづけるでしょう。ですから、ご息子がセギエ氏の才能と長所を受け継がれ、この首都パリの主要な裁判所のひとつの卓越した所長をされている、成功された姿を目にするくらい長生きできなかったなんて、そんなことはないのです。そしてまた、フランス国民が、いわば、灰のなかから再生し、かつての人民の全盛期にして新たな人民のみなぎる力で立ち上がり、栄光の輝かしい道で繁栄と幸福に向かって行進し、軍隊での兵士くらい多くの英雄を数え、どんな表現も追いつけないくらいの尊敬と実力の等級に達し、そしてさいごにすべての諸国民のあいだでも「大国」の称号、それは非凡さによって当然にあたいする称号ではありますが、それについてはもっとも偉大な人の天分に恩義があるような、そういう称号を獲得する、これらを見ることができなかったなんて、そんなことはないのです。

お わ り